

地名散歩

第4回 意外に多い合成地名

財団法人日本地図センター客員研究員 今尾 恵介

東京都の大田区はよく「太田区」と誤って書かれるが、大森区と蒲田区が昭和22年(1947)に合併してできたことを知っている人は間違えない。複数の地名から頭文字などをとって足したものを「合成地名」と呼ぶ。大田という地名は全国にいくつも存在するから、合成かどうかは履歴を調べてみないとわからない。これが合成地名の厄介なところだ。

日本では明治22年(1889)、町村制施行に伴って新しい町村が多数誕生した。それ以前

の村といえば江戸時代以来の小規模なもの(藩政村)であったため、近代国家の基礎自治体としての役割を担わせるため数か村ずつの合併を行ったのである。これがいわゆる「明治の大合併」で、その前年の明治21年における町村の数は71,314(村が大半)で、これが町村制施行直後に15,820になったから、4分の1に減った勘定になる。

これらの新しい村の名称をどうするかについては各地で調整が難航した。明らかに大き



大森区と蒲田区の時代。
1:20万帝国図「東京」昭和9年修正



由布院町の頃。駅名は旧村の北由布を名乗る。
1:20万地勢図「大分」昭和19年修正(昭和25年発行)



両区が合併して大田区に。
1:20万地勢図「東京」昭和34年修正



湯と由の字が混在していた湯布院町時代。
同図平成15年修正

な村と周辺の小村が合併するなら問題ないのだが、同規模の数か村だと特定の村名を採用するわけにもいかず、江戸時代の郷名などの広域地名、もしくは地域全体を象徴する山河の名などが採用された。しかし決め手がない場合にしばしば用いられたのが、合成地名である。大田区は昭和になってからの合成だが、明治の大合併からすでにその手法は広く用いられてきた。当時の内務省も「訓令第352号」で同規模の村の合併にあたっての合成地名を次のように勧めている。まさに和の精神、もしくはみんなが我慢する「日本方式」である。

互ニ優劣ナキ数町村ヲ合併スルトキハ各町村ノ旧名称ヲ參互折衷スル等適宜斟酌シ勉メテ民情ニ背カサルコトヲ要ス

千葉県習志野市の津田沼という地名は谷津・久々田・鷺沼・藤崎・大久保新田の5村が合併した際に、有力な3村の末尾1字ずつを合成したものだ(千葉郡津田沼村)。しかし合成地名は「どんぐりの背比べ」の自治体であるから、次の合併があれば他の有力地名に「負けて」しまうため、市のレベルでは比較的少ない。それでも明治の町村制時に合成された福岡県行橋市(行事村+大橋村+宮市村=行橋町)や、岡山県玉野市(玉村+宇野村=玉野村)などは今も健在だ。町村制以前の合成地名による市では、愛知県の蒲郡市(蒲形村+西郡村。明治8年)と稲沢市(稲葉村+小沢村。明治20年)がある。

合成する村の数が多くなると、そのまま4つも5つも漢字を連ねるわけにいかず、ひと手間かけた傑作も登場した。山梨県の清哲村(現韮崎市)は、明治町村制以前の明治7年(1874)に水上・青木・折居・樋口の4村が合併する際に、水+青で清、折+口で哲として合成した。舌を巻くような合成手法である。

この手法が全国的に普及してくると、次の

合併にもしばしば合成地名が行われる。「昭和の大合併」の時期にあたる昭和31年(1956)に長野県小県郡の長窪古町・長久保新町・大門村の3町村が合併した際に長門町が誕生した。長門といえば山口県西部の旧国名でそちらに何か縁がありそうな印象を持つが偶然の産物で関係ない。その長門町が「平成の大合併」では隣の和田村と合併し、合成して長和町となった。これを繰り返していけば、将来は由来も何もわからなくなりそうだ。

合成地名は郡名にも採用された。郡は古代から連綿と続いているものもあって「歴史的地名」の印象を持たれがちであるが、明治29年(1897)から数年の間に行われた郡の統合の際には多用されている。千葉県の山辺郡+武射郡=山武郡、長柄郡+上埴生郡=長生郡、佐賀県の三根郡+養父郡+基肄郡=三養基郡といった文字の単純な合成が主流であったが、香川県では阿野郡+鶺鴒郡=綾歌郡と別の文字に置き換えて合成する手の込んだものも登場した。ついでながら同県の仲多度郡は那珂郡と多度郡の合併で、「こんぴらふねふね」の歌詞に出てくる「まわれば四国は讃州那珂の郡……」のナカノゴオリなのだが、今は仲多度郡なのでピンとこない。また多度郡の港町が多度津であり、鶺鴒(うた)郡の港町が宇多津というのも、旧郡名がわかって初めて納得できる地名である。

文字が合成されても読みが変わらない合成地名の例が湯布院町(現由布市)で、この町は昭和30年(1955)に由布院町と湯平村が合併して成立した。読みは「ゆふいん」で変わらないのだが、由布院町時代に改称された由布院駅(開業時は北由布村だったので北由布駅)と、湯布院町時代にできた湯布院インターなどが混在しており、かの有名な温泉は「由布市湯布院町川上にある由布院温泉」である。どれだけの人が間違えないで書けているだろうか。難しい話はヌキにして「掛け流し」にするか……。

今尾恵介 (いまお・けいすけ)

1959年横浜市生まれ。小中学時代より地形図と時刻表を愛好、現在に至る。明治大学文学部ドイツ文学専攻中退後、音楽出版社勤務を経て1991年よりフリーライターとして地図・地名・鉄道の分野で執筆活動を開始。著書に『地図の遊び方』(けやき出版)、『住所と地名の大研究』(新潮選書)、『地名の社会学』(角川選書)、など多数。2008～09年には『日本鉄道旅行地図帳』(新潮社)を監修、2009年にはこれに対して日本国際地図学会より平成20年度作品賞を受賞。現在(財)日本地図センター客員研究員、日本国際地図学会評議員

土地家屋調査士 CONTENTS

NO. 666
2012 July



表紙写真

「残雪の富士山頂下」

第26回写真コンクール入選
藤本 紘一●山梨会

地名散歩 今尾 恵介

03 事務所運営に必要な知識

一時代にあった資格者であるために一

第3回 農地法に関する調査・測量、登記申請

愛媛県土地家屋調査士会相談役 行政書士 宮内 大介

07 大分県土地家屋調査士会 「境界問題相談センター」について

～大分からメッセージ～

境界問題相談センター センター長 佐藤 栄二

10 国土調査法第19条第5項申請の実例について

～不動産登記法第14条地図備付の選択肢として～

愛知県土地家屋調査士会 新城支部 夏目 善之

15 地籍問題研究会

平成24年度通常総会及び第3回定例研究会

18 「筆界」あの日から今日そして未来へ

日本土地家屋調査士会連合会顧問 西本 孔昭

28 我が会の会員自慢 VOL.6

愛知会／島根会

32 筆界特定後の境界標設置と合意形成について

和歌山県土地家屋調査士会 副会長・

「境界問題相談センターわかやま」 運営委員長 片岡 聖佳

和歌山県土地家屋調査士会 筆界鑑定委員長 川口 吉雄

33 土地家屋調査士の本棚

あなたの住まいの震災対策Q & A

34 会長レポート

36 公嘱協会情報 Vol.96

37 ちょうさし俳壇

38 ネットワーク50

岩手会

42 土地家屋調査士名簿の登録関係

43 会務日誌

43 編集後記

巻末付録

日本土地家屋調査士会連合会特定認証局

電子証明書
知っておきたい！ ICカードのアレやコレ

事務所運営に必要な知識

—時代にあった資格者であるために—

第3回 農地法に関する調査・測量、登記申請

愛媛県土地家屋調査士会相談役 行政書士 宮内 大介

昨年度までの本シリーズは、土地家屋調査士業務に関係の深い他士業の方の寄稿で続いて来られました。今回のテーマは行政書士專業者の方からお話を賜るのが筋でしょうが、兼業者として登場させていただきます。

ご存じのとおり、行政書士の業務分野は大変多岐にわたるため、農地転用関係分野に特化した行政書士の方を見つけることが難しく、逆にこの業務に特化した行政書士兼業の土地家屋調査士が多い実状によるものと理解させていただきました。

私の手元には具体的な統計資料はありませんが、土地家屋調査士の業務の中でも、農地転用のための「分筆申請」は相当数になっていると推察されます。

土地家屋調査士と行政書士

土地家屋調査士が行う主たる業務として、「不動産の表示に関する登記手続」があり、様々な商取引や法律行為の「客体」となる不動産の物理的・客観的な事実を公示することが「権利の明確化」を期することとなっています。

他士業の方が遂行する不動産に係る業務の前提として、「明確化された不動産」の情報が何より必要であり、近年はこれを提供できる土地家屋調査士の業務が世の中のインフラを整備する重要な役割を果たしていると認知されてきました。

今回のテーマは「行政書士業務—農地法関係」ですので、行政書士が農地法に関連した業務を行う場合に、土地家屋調査士が関わる業務のあり方を考えてみることにいたします。

農地転用許可申請に必要な分筆登記について

1. 建物を建てたい場所が農地だった

大方の個人が土地を取得(借地も含めて)したいと

思う最大の目的は、マイホームの建築のためだと思います。同じく法人は事業のために店舗や工場など建物を建築する目的であり、資材等を置く場所の確保も目的となります。

既に造成された分譲宅地や工業団地を購入する場合はともかく、様々な条件での選択肢の中で、新規に農地を転用取得(借地も含めて)する(したい)という場合は結構多いものです。

例えば個人のマイホーム建築の具体的な事例を考えてみましょう。

まずきっかけとしての動機としては、

「是非ともこの場所に家を建てたい。」(希望の土地が農地であった。)

「実家が農家なので農地を借りて家を建てたい。」(身近な土地が農地であった。)

「農業後継者なので実家の近くに新宅を建てたい。」等々でしょう。

建築業者と打ち合わせる過程の中で、農地を宅地にするには何らかの許可が必要らしいということが判明します。さらには、予定をしている農地がかなり広い場合、規定に合うように分筆が必要だということも分かってきます。

このような流れの中で、法律上は、まず「農地法」の規制があり、併せて「都市計画法」、「建築基準法」等の複雑な絡みがあって一筋縄ではいかない場合が多々あります。

農地法関係業務の所管は市町村扱いなので行政書士のテリトリーですが、関連して分筆・建物表題・地目変更登記を行う土地家屋調査士としてもかなり深い知識を持っていないと、依頼者に不測のトラブルをかけてしまう恐れがあるので注意が必要です。

2. どうすれば家が建つの？

農地法に基づく手続には様々な種類があり、要件や添付書類も複雑なことから、各資格者(弁護士、

司法書士、土地家屋調査士、建築士、行政書士等)が代行して行うことができることになっています。それぞれの権限や職域については、諸説やせめぎ合いがあるようですが、ここでは触れません。

ただ業務の流れの中で、特に土地家屋調査士と行政書士とが互いに密接に絡み合っていることは紛れもない事実で、兼業者が多い理由でもあります。

先程の例で、マイホーム新築の希望を持って行政書士(他士業との兼業者)の事務所を訪れるクライアントも、農地法の許可を得るための様々な規制(難関)を開陳されるに付け、農地に建築することの難しさを認識されてきます。

3. 農地法とは？

農地法第1条(目的)は以下のとおりです。

「この法律は、国内の農業生産の基盤である農地が現在及び将来における国民のための限られた資源であり、かつ、地域における貴重な資源であることにかんがみ、耕作者自らによる農地の所有が果たしてきている重要な役割も踏まえつつ、農地を農地以外のものにするを規制するとともに、農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した農地についての権利の取得を促進し、及び農地の利用関係を調整し、並びに農地の農業上の利用を確保するための措置を講ずることにより、耕作者の地位の安定と国内の農業生産の増大を図り、もつて国民に対する食料の安定供給の確保に資することを目的とする。」

改正(H21.6)前の条文も示します。

「この法律は、農地はその耕作者みずからが所有することを最も適当であると認めて、耕作者の農地の取得を促進し、及びその権利を保護し、並びに土地の農業上の効率的な利用を図るためその利用関係を調整し、もつて耕作者の地位の安定と農業生産力の増進とを図ることを目的とする。」

様々な分野で規制緩和が求められていますが、その中であって、「農地法」では「農地転用許可」事例は昔も今も「原則No!」なのです。例外は都市計画区域内の市街化区域だけです。

平成21年の改正により、法律の目的も、農地転用規制も、より厳しくなりました。

第1種農地の区域がかなり増えて、転用できる区域が減っています。

農林水産省のホームページに示される、農地転用許可制度の3.許可基準の中で示されるものが下記

の表です。

(1) 農地区分及び許可方針(立地基準)

(農林水産省 HP より)

区分	営農条件、市街地化の状況	許可の方針
農用地区域内農地	市町村が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた区域内の農地	原則不許可(農振法第10条第3項の農用地利用計画において指定された用途の場合等に許可)
甲種農地	第1種農地の条件を満たす農地であって、市街化調整区域内の土地改良事業等の対象となった農地(8年以内)等特に良好な営農条件を備えている農地	原則不許可(土地収用法第26条の告示に係る事業の場合等に許可)
第1種農地	10 ha以上の規模の一団の農地、土地改良事業等の対象となった農地等良好な営農条件を備えている農地	原則不許可(土地収用法対象事業の用に供する場合等に許可)
第2種農地	鉄道の駅が500 m以内にある等市街地化が見込まれる農地又は生産性の低い小集団の農地	周辺の他の土地に立地することができない場合等は許可
第3種農地	鉄道の駅が300 m以内にある等の市街地の区域又は市街地化の傾向が著しい区域にある農地	原則許可

別に都市計画区域(市街化区域・市街化調整区域等)が定められている場合があります。

農地転用が可能か否か、法改正をふまえて大幅に区域変更が行われているにも関わらず、農地の所有者がその事実を把握していない場合が多いので、制度の理解と事前の区域調査がより必要になっています。

更に農地法第4条、第5条による区分があります。

条文	規制の内容	申請者	前記表の区分	
4条	農地について権利を有する者が、自己の目的のために転用する場合	転用を行う者 (農地所有者等)	市街化区域 以外	市街化区域
			(都市計画区域が設定されているとき)	
5条	農地、採草放牧地を転用する際に、所有権等の権利の移転・設定が伴う場合	農地所有者と 転用事業者 (売主－買主) (貸主－借主)	農地面積が 4ヘクタール 以下の場合 ・都道府県 知事許可 農地面積が 4ヘクタール を超える 場合 ・農林水産 大臣許可	農業委員会 への届出

農地法は「耕作者の地位の安定」をうたっていますが、本当に農家には優しい法律なのでしょうか？「4条の農家住宅」目的の許可書でも一般の許可と内容的に違いはありません。

4. 何とか見通しが、でも「分筆」が必要

例えば第2種農地で運良く転用可能な許可申請予定地は、事前に調査した転用目的に応じた上限面積(各県毎に異なります。)以下(未満)に分筆しなければなりません。

ここが土地家屋調査士にとっては一番大事な所となりますが、許可後に変更することは現実的にほぼ不可能(取消と再申請になる。)なので、面積と形状について依頼者と行政書士、場合によっては建築士を含めて、下記につき、徹底的に協議をすることが必要です。

- 行政書士により、農業委員会との事前協議で農地転用許可申請が可能な土地か否か、開発行為許可申請の必要性は無い
- 小作権など所有権以外の権利の設定が無い
- 建築士により、建物建築に必要な接道状況が適切か、架橋の必要性は無い
- 形状、面積、埋め立て、切り下げ等、造成計画の概要
- 土地家屋調査士により、登記名義人の住所等の確認、境界確認作業の手順の説明、合筆・分筆登記の説明等
- 手続きの進捗予定(依頼者の予想より長くなる)や、報酬額、支払時期等々

農用地区域内農地で、事前協議で転用が可能と判断されたら、農地転用許可申請の前に「農用地区域除外申出」が必要(処理期間は半年～1年位)となります。

分筆ができれば(登記事項証明書)を添付して農地転用許可申請書を作成します。

申請書の内容の最大の要点は、建物建築の「必要性・緊急性」です。「原則No!」なのに許可をもらうのは、相応の「理由」によります。何故この場所を選んだのかという必然性をも含めて述べる「土地選定理由書」が求められます。詳細な建物図面と利用計画図(完成時には大きな変更の生じないように吟味された、建築確認書に添付可能な程度の図面)も必要です。

この場合に、土地家屋調査士が分筆測量の時に境界確認書作成等で現況測量をしているはずですから、筆界に基づいた利用計画図を作成してあげるようなサービスも必要でしょう。

街区基準点区域なら、レベルに標高を取り入れた造成計画図作成等も有用です。

なお添付書類の詳細は各県、各市町村の農業委員会毎により差異があります。

農林水産省が示す標準的な添付書類

(農林水産省のHPより)

5. 農地転用許可申請を行う際の添付書類

- 法人にあっては、定款(寄付行為)及び法人の登記事項証明書
- 申請に係る土地の登記事項証明書
- 申請に係る土地の地番を表示する図面
- 転用候補地の位置及び附近の状況を示す図面(縮尺50,000分1～10,000分の1程度)
- 転用候補地に建設しようとする建物または施設の面積、位置および施設間の距離を表示する図面(縮尺500分1～2,000分の1程度)
- 転用事業を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面
- 所有権以外の権原に基づく申請の場合には、所有者の同意書
- 耕作者がいるときは、耕作者の同意書
- 転用に関連して他法令の許認可等を了している場合には、その旨を証する書面
- 申請に係る農地が土地改良区の地区内にある場合には、当該土地改良区の意見書
- 転用事業に関連して取水または排水につき、水

利権者、漁業権者その他関係権利者の同意を得ている場合には、その旨を証する書面

その他参考となるべき書類

何故か実際には、農林水産省の示す添付書類よりも、各県、各市町村で要求される物の方がより多く厳しく思われます。

以上、農地転用許可申請の前提となる「分筆登記」に係る事例を述べてきました。

農地の地目変更登記について

1. 農地法施行以前から非農地であった

随分と解消してきて、最近は事例に接する機会は少なくなっていますが、農地法施行(昭和27年10月20日)以前から農地が既に農地以外のものとなっている場合は、農地転用許可申請ではなく「現況証明書」(非農地証明書等)を添付して地目変更登記を行います。

元々戦前・戦中時から宅地であったのに、戦後の「自作農創設特別措置法」(所謂、農地解放)によって誤って農地として売渡がされている土地があります。GHQの指令で、全国の大量の農地の登記処理を短期間に行ったため、間違いの多いことは通例です。

また、戦時中から耕地整理法廃止(耕地整理法 昭和24年法律第196号により昭和24年8月4日をもって廃止)までに耕地整理事業が行われて(“行ったことにして”実際には耕地整理法に沿った内容の事業が行われていない)登記がされている場合もあり、これも、現況と登記簿地目との齟齬がたくさんあります。

時期的に、自作農創設特別措置法による事業と耕地整理事業が絡み合ったと思われる事例もありますが、公的な関係資料が残っていない場合が多く、農業委員会で「現況証明書」の発行をして貰えない場合があります。

2. 農地法で定めた書面が無い場合の地目変更登記は「現況証明書」の発行手続は行政書士の仕事だと思えますが、発行して貰えない、または、転用許可書等が無い場合は、土地家屋調査士が厳密に現地調査、事実関係の調査を行った結果を裏付けにして、「証明書」等添付書類無しの地目変更登記を提出せざるを得ません。

その場合は法務局から農業委員会に「農地の転用事実に関する照会書」^(※1)が送付されますので、土地家屋調査士が農業委員会と直接事前協議をして「異議無きことの確認」をしておくことが好ましいと思えます。

(※1) (昭和56年8月28日付 民三第5402号 法務省民事局長通達、民三第5403号 依命通知 登記簿上の地目が農地である土地について農地以外の地目への地目の変更の登記申請があった場合の取扱いについて)

この通達が出された背景としては、昭和50年代前半頃は都市計画区域内の市街化調整区域で農家住宅(農業後継者住宅)を目的に農地転用許可を受け、建築した建物を第三者名義で表示・保存登記を行い、土地に関しては法務局は現況主義として農地転用許可書があれば目的外建物敷地でも農地転用確認書無しで宅地に地目変更登記が行われたので、転売される事例が全国的に多発していた。そのため当時の農林水産省が法務省に、「結果として違反転用の片棒を担っている」と是正策を取るよう申し入れたことによるものです。

以上、農地法に関連する分筆、地目変更登記について初歩的な事例について述べさせていただきました。行政書士を始め様々な士業の方との業務の中でお互いの専門的な知識の交換が大事になっていきます。お互い、有益なお付き合いをして依頼者のニーズに応えられる業務を行えればと思います。

大分県土地家屋調査士会

● ● ● ● 「境界問題相談センター」について ● ● ● ●

～大分からメッセージ～

境界問題相談センター センター長 佐藤 栄二

今年、当会の長年の懸案事項であった、境界問題に対応する二つの機関が設立に至りました。まずは、1月31日に「境界紛争解決センター」、続きまして2月25日に「境界問題相談センター」がそれぞれ設立し、当会も境界問題に対応する体制が整い、別々の役割をもった機関がスタートしました。

「境界紛争解決センター」は、全国の既設センターと同様、土地境界に係る民事紛争に関する民間紛争解決手続を行う調停業務を司る機関として設立し、3月23日には法務大臣の指定機関となりました。すなわち、内容的には、既設センターと同様であり、皆さんも良くご存じかと思しますので、本誌では、標記のとおり、「境界問題相談センター」についてその設立に至った理由とその役割および手続の流れ等について、全国の土地家屋調査士にメッセージとして送りたいと思います。

「境界問題相談センター」(以下「相談センターという。)」の設立の理由とその重要性

1、「ADRセンター」の問題点とADR認定土地家屋調査士の利用率

まず、この相談センター設立の構想は、平成17年まで遡り、当会の宮嶋会長(当時副会長)の発案から始まりました。

当会も全国の単位会と同様、ADR設立(準備)委員会が設置され、土地境界に係る民事紛争に関する民間紛争解決手続を行うADRセンターの設立に向けての検討と準備がスタートしました。

しかし、当初から土地家屋調査士が行うADRセンターについての重要性と必要性、ADR認定土地家屋調査士の活動性等について問題視していました。

というのは、まずADRセンターの運営は、基本的な位置付けである **ADR法第3条(基本理念)** に基づき、当事者の自主的な紛争解決の努力を尊重しつつ、**公正**かつ適正に調停手続を行うこととなります。これ自体は、誠に素晴らしい理念であり、理想的なものです。しかし、その反面、実際の手続では、その性質上、まず紛争当事者の相手側の応諾がなけれ

ば、調停が実施できず、ADRセンターでの解決に至らないわけであり、その後、申立人としては、そのまま泣き寝入りとなるか、筆界特定手続、若しくは、裁判手続に解決を委ねることとなるわけです。別にこの解決策を否定しているのではないが、ADRセンターに委ねる前に、事案を稔密に検討し、どの解決策が相応しいかの検討をすることが、当事者に対し、金銭的、精神的に負担をかけないのではないかと思います。

次に、ADR認定土地家屋調査士の利用率においては、紛争当事者の立場になって考えると、「ADR認定土地家屋調査士」の認知度はかなり低いと考えるのが妥当であり、申立人は、ADR認定土地家屋調査士に手続を委ねることなく、殆どの事案において直接、ADRセンターに申し立てているのが現実であり、その結果、認定土地家屋調査士が活躍する機会が失われているように思われます。直接、ADRセンターに手続を委ねる前に、境界問題に多く携わった経験を持つ土地家屋調査士が事前に「相談」を受ければ、上記のような弊害が解決できるのであり、ここに「ADR認定土地家屋調査士」の本当の必要性があるのだと思います。

2、「相談センター」設立の重要性

よって、上記の問題を踏まえ、相談業務において、当事者をサポートし、積極的なアドバイスを行える環境を整え、境界問題を解決する手助けをしてほしいと願う国民のニーズに応えるため、隣接法律専門職としてのADR認定土地家屋調査士の活動を支援し、相談業務を適正、円滑に実施する機関として「相談センター」設立の重要性があります。また、「境界紛争解決センター」(ADRセンター)の前置的役割を行うことで、調停実施手続において、申立人および相手側当事者が真に和解を望む事案の見極めとなるはずです。

3、「境界紛争解決センター」と「境界問題相談センター」の関係

両センターは、あえて申しますと「土地家屋調査

士法第3条第1項第7号」と「同法同条第1項第8号」の関係にあるわけです。ようするに、「相談センター」は「第8号」の規定に基づき、「第7号」でいう法務大臣が指定した団体すなわち「境界紛争解決センター」を見据えた相談業務を行う機関であり、解決センターが無ければ機能しない機関となるわけです。また、解決センターの必要性和重要性は、相談センターの存在の上であり、例えて言うなら、境界問題を自動車、相談センターをガソリンとし、解決センターをガソリンスタンドとしますと、ガソリンを必要とする自動車と、ガソリンが存在しないと営業がなり立たないガソリンスタンドの関係にあると思います。

「相談センター」の業務

1、「相談センター」の基本的な手続方法

相談業務において、様々な境界問題の解決のためには、次の各方法のあることを踏まえて、相談依頼者が適切な方法を選択できるよう努めることとしています。

- 1) 土地の筆界が現地において明らかでないことを原因とする民事に関する紛争に係る民間紛争解決手続（「境界紛争解決センター」への手続代理）
- 2) 筆界特定手続
- 3) 筆界確定訴訟、所有権確認訴訟等の訴訟手続
- 4) 民事調停手続
- 5) 土地家屋調査士の調査・測量、隣接者との立会による確認
（※上記3）4）の場合、必要に応じて大分県弁護士会と連携をとる。）

2、業務の流れ

※境界問題相談センター フローチャート参照

1) 受付

受付は月曜日から金曜日の平日とし、事務局の専用電話にて行います。事務局職員は早急にその日の担当相談員（ADR認定土地家屋調査士）に依頼者の連絡先等を伝えます。受けた担当相談員は、早急に依頼者に連絡し、簡単に相談内容を確認し、面談の日時・場所を決めます。（例えば、現地・自宅・土地家屋調査士事務所等）

2) 面談

面談は「無料」としています。

3) 調査・測量

事案を把握し、この後の解決案の提示を行うために、必要に応じて「調査・測量」を実施します。よって、資料および現地の踏査等と測量が必要となりますので、有料としています。

4) 解決案の提示

担当相談員は、相談内容を十分に検討し、また調査・測量の結果を考慮し、その事案に相応しい解決案を相談依頼者に提示します。

5) 解決案提示後の措置

「相談センター」の業務は、「解決案の提示」までとなりますが、相談依頼者の同意があれば、提示後の業務を原則受任することとしています。ようするに、相談担当者は、責任を持って、解決するまで、相談依頼者をサポートします。

3、運営状況

1) 組織体制

- ・運営委員会→4名（センター長含む）
- ・ADR認定土地家屋調査士→25名

2) 相談状況

今年2月27日月曜日から、受付を開始しました。5月31日までの3か月間で89件の受付を終えています。相談内容の中には、相談センターでは扱えない事案もありましたが、専門家に相談したことで、納得した事案も確認されています。今後は、内容を精査・分析し、今後の業務の更なる改善に繋げていきます。

大分からのメッセージ

以上、「境界問題相談センター」について、限られた文字数で、説明させていただきました。

勿論、これだけでは相談センターの内容について、全て理解していただいたとは思っていません。必要であれば、資料等の提供は惜しまないと思っています。

相談センターが充分県民のニーズに応えることができているかは、スタートして約90日ですし、まだまだ判断できるものではありませんが、とりあえず納得できるスタートをきることができたと自負しております。これも偏に、相談員として携わっている25名のADR認定土地家屋調査士の皆さんの努力の結集だと思っています。

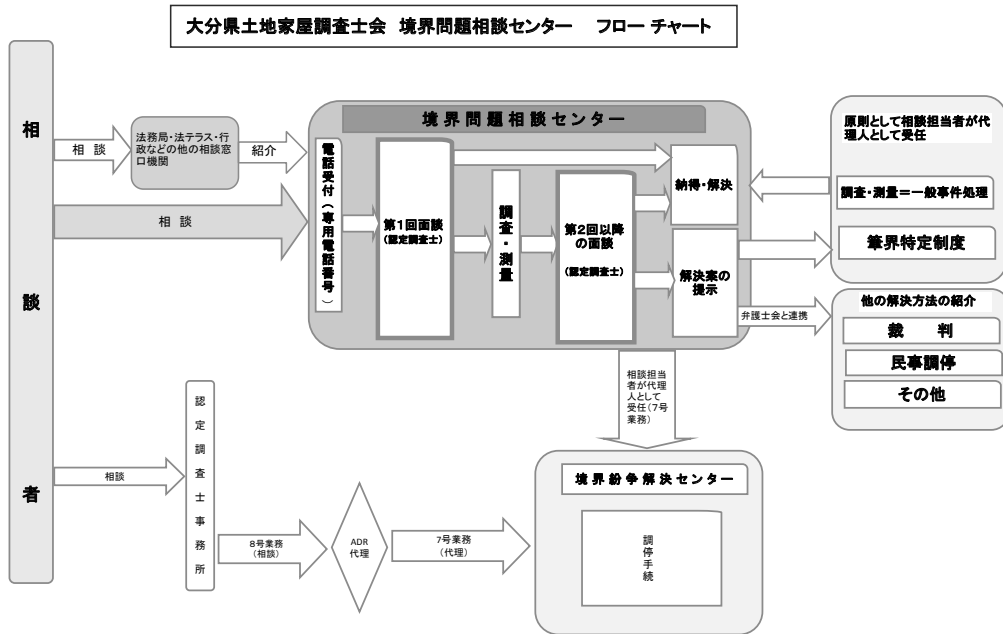
また、相談センターは相談業務において、本格的に対応する機関としては全国で初めてだと認識しています。また、「ADR認定土地家屋調査士」が、ADR認定土地家屋調査士としての業務を本格的に

行っているのは、おそらく、我々大分会のみだと認識しています。これは、別に自慢をしているわけではありません。やるべきこと、やらなくてはいけないことをやっているだけです。

土地家屋調査士を取り巻く環境はここ5、6年だ

けでも激変しています。この日本の中で、現在また未来において土地家屋調査士が必要とされる資格者かは疑問符を付けざるを得ません。

今こそ、当事者からの目線で「土地家屋調査士会ADR」について、考えてみませんか。



リーフレット(裏面)

初めまして、土地家屋調査士と申します。私たちは土地など不動産の「生い立ち」を調べ、「測量」を行い、「境界標識」を設置することであなたが所有する不動産の「境」を明確にすることを仕事としています。

日常生活を快適に過ごすためには様々な生活環境が整っていない必要はありません。中でもお隣さんとの楽しい付き合いは最も大切な条件のひとつといえるのではないでしょうか。

境界に関するトラブルでお隣さんと険悪な関係になる事例はたくさんあります。場合によっては殺人事件へ発展するなど、悲しいケースもあります。

土地は生活の基盤であって土地活用のすべては境界を確認することから始まります。

境界紛争の解決や未然の防止、財産の保全など暮らしの礎である土地の境界を安定させることが私たち土地家屋調査士に与えられた使命であると考えています。

まずはお電話下さい。

ゆっくりとじっくりとお聴きします

必要に応じて土地の調査や測量も行います。

別送行われる地図・測量は有料となります。

リーフレット(表面)

安心の未来のために

境界がはっきりしないことによる紛争解決の制度として裁判所にて行う、訴訟や調停などの他、新たに「筆界特定制度」「裁判外紛争解決手続き制度」が加わりました。

これらの制度は致う紛争の内容や解決方法、法的な効果に違いがあります。「境界問題相談センター」では、それぞれの問題に応じた解決方法をサポートします。相談頂き、ご理解の上でご利用ください。

土地所有者の皆さまが笑顔で安心して暮らせることを願っています。

裁判外紛争解決手続きを取り扱う機関として「境界紛争解決センター」があります。

土地境界の専門家である「土地家屋調査士」と法律の専門家である「弁護士」との協働で、裁判手続きによらず、境界のトラブルを両者の話し合いを通じて解決します。

境界問題でお悩みでは？

ブロック塀が超えている？
境界立会にに応じてくれないお隣との「境」を明確にしたい

「境界の専門家」土地家屋調査士
がお役に立ちます！

乙相談無料
まずはお電話ください

Tel 097-574-7864
(ダイヤル2ケタ)

受付 午前10時～午後4時
(土日祝日もお休みです)

大分県土地家屋調査士会
境界問題相談センター

〒870-0045 大分県福岡町2丁目3番10号 電報会館2F

最寄バス停から徒歩3分 駐車場には限りがあります。

国土調査法第19条第5項申請の実例について

～不動産登記法第14条地図備付の選択肢として～

愛知県土地家屋調査士会 新城支部 夏目 善之

地図づくりが土地家屋調査士としての本分である、というお考えを伺う機会が増えました。法務局へ不動産登記法第14条地図(以下「14条地図」という。)を備え付ける手法の選択肢として、私の経験をご報告する機会を頂き感謝申し上げます。

また、この手法については古埜満先生(社団法人愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会業務開発部長、個人事務所：愛知県豊橋市)から細部にわたるご指導を頂いており、心から感謝申し上げます。

国土調査法第19条第5項申請とは

Q 国土調査法第19条第5項(以下、「19条5項」という。)申請を、一般の方にどう説明しますか?

A 一番始めに土地の境界ができたときに遡って、しっかり調査した上で準備を行い、境界立会をして確認し、境界杭を設置して、最新の測量技術で測量し、復元のできる正確な地図を作成して、測量結果について国土交通省のお墨付きをもらった上で、法務局(登記所)の地図を、差し替えてもらうことです。

近年、地籍調査、14条地図作成など地図づくりの話題が盛んになってまいりました。特に東日本大震災以降、境界の復元能力、正確な地図の必要性がより強く認識されるようになったと思います。職務を通して安定した基盤づくりに携わらせていただき、次世代へ社会を継ぐ一員としてやり甲斐を感じています。

情報化社会の現状は、クラウドによる飛躍的な進歩により記憶容量の制限がなくなり、地図をスクロールすることは当たり前で、3次元データ、時系列データをすべて取り込むことが可能となっています。一般の方の認識を、技術の進歩が変えているように感じます。正確な地図の必要性が、ますます高まっていくのではないのでしょうか。

地図備付けの手法として、地図訂正申出により差

替えを行う場合、その範囲すべての筆についての地積更正登記が必要となり、官公署による事業の際には代位原因の及ぶ範囲であるのか、登記申請が妥当であるのか問題を生じることがあります。この場合、関係する土地所有者が申請に協力的であれば問題ありませんが、そうでない時には困難を伴うこととなります。

本来、自己所有地の管理は土地所有者に責任があり、広範な一画地をなす総ての土地所有者が協力して地図づくりを推進していくことができれば、コミュニティの結束強化にもなり理想的なのかもしれません。

19条5項申請は、地籍調査と同等の調査と測量精度を有する製品であることの認証を、国土交通省土地・建設産業局地籍調査課(以下「地籍調査課」という。)に求めるものです。認証されると法務局へ法定書類が郵送され、14条地図として備え付けられます。

地積は実測面積に書き換えられます。(地目等の書き換えはされません。)

現在、19条5項申請は補助金制度により、地図づくりの推進策が行われています。

業務のきっかけ

Q 官公署からの問い
用地買収事業における登記処理について難しいケースがあります。再度の立会・測量を行い、地権者に印鑑をもらうことは困難を伴います。用地担当者にも人事異動があり、長期に及ぶ用地買収について安心できる対応方法は無いですか？

A 19条5項申請の勉強会を開催しました(平成22年3月)
 地図に準ずる図面を14条地図に差し替える、19条5項申請をご紹介します。

今回、調査する一画地内に問題を生じることが予想される箇所があることから、14条地図備付けに取り組まれることとなりました。

用地買収等の場合、買収と登記がすべて完了した段階で19条5項申請を行うのがこれまで一般的だったようですが、今回は用地買収前の申請であり登記完了証等の添付なしで申請しております。

業務の概要

登記調整業務により、協会社員として職務を担当させていただきました。(登記調整業務：社団法人愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会の契約している業務。官公署による用地買収に伴う測量発注の際、特に処理困難を伴う案件について、後日の登記申請が円滑に行なえるよう調整・助言する業務です。必要な調査範囲、収集する調査資料、基準点使用等の確認、現況測量から調査素図作成の相談、問題点の事前抽出による解決方法の検討、法務局への事前

相談、境界立会・確認の同行等を行います。)

今回は19条5項申請を控えていましたので、当初から測量会社と協力して準備を進めました。

所 在：愛知県北設楽郡設楽町田口字細田(一字にて申請 95筆 0.01 km²)

地図に準ずる図面地域(旧土地台帳附属地図、乙号)
 事業者：愛知県新城設楽建設事務所 設楽ダム関連事業出張所

北設楽郡設楽町 町道田口大崎線新設のため

測 量：測量コンサルタント会社(19条5項申請書類作成)

登記調整業務：社団法人愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 社員夏目

発注期間平成22年7月14日～平成22年10月11日

その後、手続完了まで職務を担当

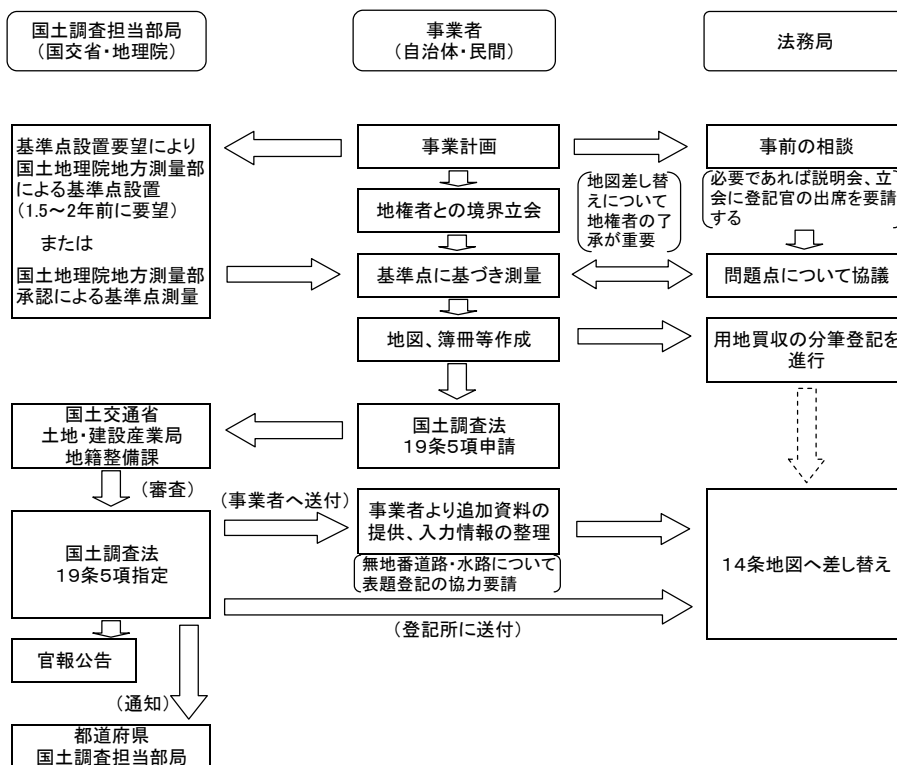
国土調査法19条5項申請：平成23年2月16日 (補助金申請なし。)

用地買収前に申請(登記前に申請)

国土調査法19条5項指定：平成23年12月5日

名古屋法務局新城支局 新地図備付け：平成24年3月30日完了

19条5項申請(用地買収前申請)と14条地図備付けまでのフロー



19条5項申請(用地買収前申請)と14条地図備付けまでのフロー

業務の流れ

- ①登記調整業務について相談（19条5項申請を行う前提）
- ②調査範囲の検討(さらに広げていただきました→検討後に測量業者の入札・決定)
- ③工程の検討
用地買収の説明会とは別に、19条5項申請(地図差し替え)の説明会を予定
19条5項申請スケジュールと用地買収スケジュールの検討
注意を必要とする土地の把握
- ④法務局と事前打合せ
原則通りの調査を協議
問題点については事前の調整を行う旨協議
- ⑤19条5項申請地元説明会の開催
現況航空写真と地図に準ずる図面の重ね比較図を公開
交換されている土地、現況が変動している箇所の聞き取り
- ⑥基準点の使用、精度管理について確認
- ⑦現況測量後 調査素図の検討(問題点の解決策を準備)
面積比較の検討・状況を把握
- ⑧立会確認書文面について確認(地図差し替えた承の旨を明記)
- ⑨現地立会・確認
- ⑩確定図の確認
面積状況の確認
- ⑪測量結果について地元説明会の開催
- ⑫19条5項申請書類の作成相談
- ⑬19条5項申請
- ⑭用地買収開始（嘱託登記による土地分筆登記申請）
- ⑮申請後、地籍調査課よりの質問事項について回答書作成のお手伝い
- ⑯19条5項申請 現地確認に同行
- ⑰19条5項指定 名古屋法務局新城支局と事業者
に、指定済み書面が送付された
- ⑱地図入力について法務局打合せ
提出が必要となる書類
SIMA データ CD 2枚
(基準点入り、法務局・市町村用)
マイラー図 2枚
(法務局・市町村用)
地積測量図 各筆すべて
(用地買収による提出済み箇所は除く。)



整理・作成した14条地図データ

特殊申請FD

(登記情報システム入力用エクセルデータ)
設楽町にお願ひし、無地番の道路・水路について表題登記申請を行う件

業務内容の詳細

前記業務の流れのうち、お伝えしたい場面のみの記述とさせていただきます。

②調査範囲の検討

字の接する部分については、隣接する字形状も確定することとなりますので、道路及び水路の幅員確認、隣接字の奥行確認を行うため調査範囲を広げていただきました。

新たに備え付けられる地図と、すでに存在する地図の接するところで問題の発生しないようにしておくことは当たり前のことですが、大切なことです。19条5項申請範囲の隣接地について、地図訂正申出が必要となることも考えておく必要があります。

私の地元において、過去の土地改良事業における地区界の調査が不十分であったために、多くの問題が生じております。今後も、発見されるごとに是正の対応をしていくと思っておりますが、専門職の参画により未然に防げなかったものと残念に思っています。境界確認の重要性について、これからも広報を続けたいと考えます。

③工程の検討

境界の調査について測量コンサルタント会社より、地図の差し替えが前提であるので、現況を優先する考え方でよいか、との質問がありました。もともとの境界を原則通り確認する旨、お答えしました。

後日に紛争を生じないようにする考え方の深度が、とても大切であると感じました。

地図の差し替えについて、関係するすべての方に理解を浸透する方策について検討しました。過去の地図に準ずる図面の書き写し、コピーなど、新たな地図との相違について悩まれることの無いようにしておくことは大切です。

また、閉鎖されるとはいつても、古い地積測量図の写しと比較されることも想定されます。専門職の皆様はご承知のことですが、証拠としての考え方からも地図差し替えについての理解はとても大切です。

19条5項申請のスケジュールについては、用地買収前申請であり、いつ指定が下りるか予測できなかったため、用地買収の登記を並行しながら地図を備え付けることとなった場合の処理をどのように行うか検討しました。

④法務局と事前打合せ

登記官は境界の調査について、現況優先の考え方に寄りないか心配されたようですが、原則通りに行う旨お話ししました。問題点については、事前に相談することをお約束しました。

また、今回はお願いしていませんが、地図作成の調査に対し前向きに協力する対応をしており、事前にお願ひすれば地元説明会への出席、境界立会への協力も行うとのことでしたので、事前の協力体制づくりは有益であると考えます。各法務局、登記官に事前にご相談ください。

⑤19条5項申請地元説明会の開催

地権者に地図差し替えについてご理解を頂きました。良いことであると前向きなご意見を皆様から頂き、心強く感じました。

測量会社が作成した現況航空写真と、地図に準ずる図面の重ね比較図を地権者が見た際に、上空から所有地を眺めることによる客観的な理解の効果を感じました。

交換し登記を行っていない箇所、現況が移動している箇所などについて、聞き取りを行いました。

欠席者には、県の担当者が説明に回られました。

⑪測量結果について地元説明会の開催

所有者ごとに、土地の形状と実測面積を記載した資料を渡し了解をもらいました。

欠席者には、県の担当者が説明に回られています。

⑫19条5項申請書類の作成相談

測量会社と協力し、記載事項について手探りで作成しました。

⑮申請後、地籍調査課からの質問事項について回答

書作成のお手伝い

地籍調査課では、測量について審査する担当者と、境界の確認について審査を行う法務省から出向している担当者、2名を中心に申請書の審査が行われるようです。両者から質問事項の連絡があり、内容の確認がありました。

案内のパンフレットに記載のない追加資料の提出を求められ、使用した基準点の資料、境界点間測量精度管理表、面積計算書全筆、境界立会確認書(地図差し替え了承の旨を明記)、隣接する字の境界立会確認書、土地所有者からの委任状、相関図を提出しました。

なお、土地家屋調査士による測量の場合には、観測手簿等一連の提出を求められるそうです。

登記前の申請は初めての事例であり、本当に問題は無いのか、県の担当者に何度も念を押されたそうです。

また、省庁間では指定後に地図として備え付ける旨、話は整っているようですが、地元法務局と相談済か、地図は受け取ってもらえるか確認されたとのこと。

まだ19条5項申請については周知されていないようですので、着手される際には地元法務局へ、地図を受け取る旨の確認を事前に行う必要があります。

⑯19条5項申請 現地確認に同行

地元法務局にて、質問事項の説明を行いました。

担当官から登記官に対し、地図を受け取る旨、念押しの確認をされました。

また、関係者の合意状況の確認、登記前に19条5項申請を行った理由及び経緯、土地家屋調査士を関与させた理由と職務内容の確認等説明しました。

マニュアルを作成中で、参考とするため内容を調査されたいとのことであり、実務上の問題点について要望を申し上げました。

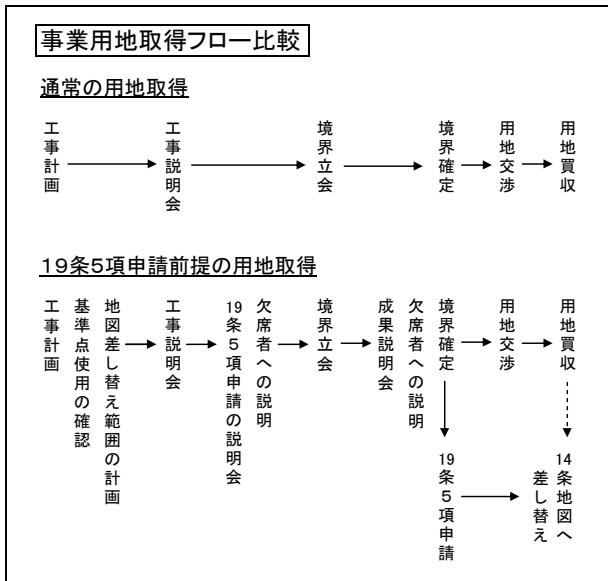
その後、現地に向かい境界点間の辺長確認を行いました。

⑰地図入力について法務局打合せ

指定の通知書面に添付された資料(調査簿、土地所在図)のみでは、地図の備付けはできません。今後、添付書面について調整されるかもしれませんが、確実なのは指定された時点で入力情報を整理することです。用地買収が並行している場合には、その時点での状況を整理しデータを作成する必要があります。

各筆すべての地積測量図提出については、14条地図作成に倣い提出の協力を求められているものです。

無地番の道路、水路について所有者に表題登記をお願いしたことにより、全筆の地積測量図が提出で



事業用地取得フロー比較

き、14条地図内すべての座標値を公開している状態となりました。

今回は、年度末の時期に用地取得の登記申請と地図備付けを、日程と内容を調整しながら並行して進めました。

また、業務の発注に際しては、地図備付けまで網羅した内容で発注者をお願いする必要があり注意が必要です。

今後の展望と課題

お世話になった皆様のご意見を記載します。

法務局登記官は、土地家屋調査士が内容の精査にこれからも関与していくことを求められていました。登記官が現場で調査した地図を備え付けるわけでは無いので、土地家屋調査士の関与により安心できるとのことでした。

申請窓口である愛知県地域振興部土地水資源課の担当者は、土地家屋調査士が継続的に関与すれば安定した品質が容易に確保され有益であると感想を述べられました。

担当された県の用地担当者は、用地取得が目的であるので今後19条5項申請を継続して行っていくことには消極的であるとのことでした。職務については事務連絡等、たいへんであった旨ご感想を伺いました。

関係各位の皆様のおかげで、職務を全うすることができ有難うございました。

登記前の19条5項申請の場合、境界確認についての審査責任を地籍調査課の担当官が負うこととな

ります。境界確認についての調査報告書等、何らかの書面による報告が申請書類に必要なではないかと感じました。法務局に指定書が送付されれば基本的に地図が備え付けられるわけですが、現地調査の経験と認識は一定しておらず、調査不足の地図がもし備え付けられることになれば、問題を生じさせます。

今回の業務は、調整役と品質の確保並びに保障を行う役目であったように思います。

申請書に土地家屋調査士の名前は出ておりませんが、現地確認の際、担当官から土地所有者の合意状況について説明を求められ、境界に携わる資格者として素直に嬉しく思いました。

19条5項申請は、法務局での地図備付に至るまでの隙間に大切なことが多く、土地家屋調査士が関わることで、後日に問題を生じさせない安定した地図の確保ができる、有益な申請として機能すると感じました。

また、土地家屋調査士と登記官との協力体制も有益に機能します。地権者との信頼関係はより安定し、発注者にもより安心して事業を推進していただけます。土地家屋調査士作成の打合せ記録、不動産登記規則第93条不動産調査報告書の添付などが考えられ、登記官にとっても安心できる地図備付となります。

19条5項申請を、今後選択肢としてお役に立てていただけたら幸いです。また、精査された考え方、手法等今後ともご教示くださいますようお願い申し上げます。

国家資格者としてお仕事をする機会を頂いておりますことに、諸先輩の皆様に、そして支え応援してくださっているすべての皆様に、あらためて感謝を申し上げます。

お読みいただき、ありがとうございました。

参考書籍等

地籍調査必携

地籍調査研究会編 ISBN978-4-8049-2060-3
国土調査法19条5項指定制度のご案内パンフレット

国土交通省土地・水資源局国土調査課
測量費等に関する補助制度パンフレット

国土交通省土地・水資源局国土調査課
公共測量の手引

国土交通省国土地理院 ホームページ内PDF
不動産特殊登記対応システムマニュアル

法務局内

地籍問題研究会

平成24年度通常総会及び第3回定例研究会

本年3月17日、東京大学農学部弥生講堂一条ホールにおいて、地籍問題研究会が開催されました。今回の研究会は、平成24年度通常総会及び第3回定例研究会です。

平成24年度通常総会では平成23年度活動報告、会計収支報告、平成24年度事業計画及び予算案がそれぞれ承認可決され、また「森林の適正な利用管理に必要な森林境界保全と地籍の明確化について」の決議文が採択されました。(後掲参照)

第3回定例研究会のテーマは「森林の適正な利用管理と境界問題」です。

研究会の前段で皆川芳嗣農林水産省林野庁長官から「森林は変わる。山村には多くの資源がある。山村経済の活性化へ向けて、皆さんのお力を」との来賓挨拶がありました。

講演1

「グローバル化する国土資源と土地制度の盲点」

平野秀樹氏(東京財団研究員)

外資が日本の森を買収している(その実態を把握できない)。過去5年間で外資の参入が加速している。外資系資本が日本のリゾート地、農地、森林、国境離島などを購入しているとの報告がありました。これは、日本の土地制度の特異性として地籍調査未了率が高いこと、土地所有者の私権がとて強く、外国人の土地所有規制がなく、土地利用をコントロールする政策が手薄なため、近未来においては、M&Aでグローバル化が加速し、所有者不明森林の地下水、湧水権の占有、時効取得が懸念される。このように、森林買収の狙いは、日本の森の再生力、天然資源として安全安心なところ、投資目的である。土地資源は金融商品と同じなのか。しかし、この問題は外資参入だけが問題なのではなく、実は日本の土地制度そのものの欠陥を直すことが必要である。経済のグローバル化に国内法制度が追い付かない現状を改善する必要がある。ただ、近年森林法が改正(2011.4.15)され、森林取得の事後届出が新設法制化された。これにより、各官庁、情報共有化をしやすくした側面はある。

講演2

「境界確認・団地化と地域森林管理の再構築」

志賀和人氏
(筑波大学大学院生命環境科学研究科教授)

1. 境界問題と地域森林管理

森林境界問題への施策対応、国土交通省山村境界

保全事業と地籍調査一筆地調査外注化、林野庁施策の拡充。地域全体でどのように自主的に森林管理をしていくのか。

2. 地域協働による間伐推進

例として、豊田市の取組(団地化の意義、利用間伐の推進(生産性向上、コスト削減)がある。市と森林組合で「団地間伐促進チーム」を組織。年間1,100 haペースが定着している。市と森林組合、地域(森づくり会議・団地)及び県事務所の連携と「行政のあり方」の転換。団地化・間伐推進と結合した体系的、組織的推進と市行政との連携(地籍調査は、市街地・農地を優先)

3. 地域森林管理の再構築

持続性と地域的多様性を持った森林管理を構築するうえでの課題として、①経営と管理を分ける必要性、②経営の自立性(森林組合の管理)、③経営リスクと意思決定。人工林の将来の結果をどのように、だれが把握していくのか。境界確認・団地化は、自律的経営単位と地域森林管理の将来像を描くための不可欠な第1歩であり、何のためのどこへの第1歩かを誤らないことも重要である。「行政、市場、地域、ガバナンスの重要性を。」

報告1

瀬口哲義氏(土地家屋調査士)

30年あまり山林の地図のない地区での登記業務に携わってきた瀬口さん。山口県では、大区小区村別に明治10年から明治14年にかけて作成された山林地図、山林原野一筆限絵図が残されている。しかし、明治19年の地租条例による作業については県令により山林丈量を除くとされたことにより、山口県には山林図



がないということになってしまっているのが現状。地図作成が今まで以上のスピードで行われることが必要と考えるが、山林原野の調査にあたっては、これまで通りの方法でいいのか疑問である。耕地部とは違う地図整備の方法をとることで、10年以内に地図整備が完了するような目標を立てることが必要である。

また、昨今の水資源の問題や、二酸化炭素の問題、米の自給と同じように木材の自給の問題などを考え、山林番は所有権のことも含め根本的に耕地とは別にすることも考えなくてはいけないのではないかと。山林を活用していく上で正確な地図は必要だが、耕地のように境界標が必要なのか。また、空中写真により尾根境、植生境により境界を決定するというのも考えていいのかも知れない。不動産登記法を見直し、森林法の目的についても現在の状況を鑑みて、もう少し積極的な保全が図れるようにすることが必要だ。

報告2

木村忠雄氏
(奈良県宇陀郡御杖村村議会議員)

奈良県宇陀郡御杖村(北緯34度29分16秒、東経136度9分57秒)、人口2051人(男957人・女1094人)851世帯。65歳以上が938人(45.7%)。予算規模約30億円の御杖村で村議会議員を務められている木村さん。また、御杖村は、面積79.63 km²(約8000 ha)のうち、山林89%、耕地3.3%。山林総面積のうち、90%が人工林で昭和30年代までは村の基幹産業だった林業が、林業従事者の減少、木材市場の衰退と維持・施業費用の確保困難。所有者の高齢化と村離れ過疎化現象が加速し、山の境界や山容の記憶の喪失・土砂災害・森林の荒廃が起きてしまっている。

奈良県の地籍調査実施状況として、昭和42年度から地籍調査に着手している。全39市町村のうち

23市町村が地籍調査に着手し完了したのは2町だけだ。最近では平成19年度に天理市、平成21年度に生駒市が着手した。平成22年度に御杖村で山村境界基本調査(実施主体国土交通省)が着手し、また、平成23年度から東吉野村が着手した。

地籍が整備されると、村にとっては山林の施業集約化の促進、公共道路や河川・谷の整備の促進、将来の村土の高度利用や産業育成のプランが描ける。また、所有者にとっては土地の境界が明確になり、実際の面積が把握できる。周辺環境と所有地の状況比較が容易になり、将来の土地利用を考える基礎資料となり、新たな産業の創出、施業集約化、協業化の推進になる。

林野部における地籍調査の課題として、事業環境の整備、不在(村外)地主への対応。相続人探索と個人情報保護の問題。メリットが実感できるための後継施策の企画の提示や住民による村づくり・村おこしの機運の醸成が期待される。

報告3

長岡正人氏
(静岡県森林組合連合会静岡営業所業務部指導係長)

静岡県森林組合連合会は、昭和16年11月に設立した。原木の取扱い、森林整備、森林管理を行い、平成19年度からは地籍調査に取り組んできた。静岡県内での地籍調査は、都市部、宅地が優先されてしまい、山林部が著しく遅れているため民間活力が必要である。

地籍調査の意義として、森林の適正な利用管理の視点から、山林所有者と共に森林整備や管理を行う。治山、治水、健全な森林を目指す。

地籍調査を実施することにより最新の土地(森林)の現況を把握する。地権者との関係の醸成。GISデータの整備と活用。森林整備、森林管理に寄与。国土の開発及び保全並びにその利用の高度化。森林経営計画、施業集約化、団地化。災害からの迅速な復旧。

また、山林における境界確認の諸問題の解決に向けて、土地所有者が不明な場合の取扱い、新たな測量機器の導入などに取り組んでいる。

報告4

本郷浩二氏
(農林水産省林野庁森林整備部計画課長)

森林計画制度の見直し、路網整備・人材育成を通して森林・林業の再生に向けた改革の必要性を。また、需要者のニーズに対応できていない供給体制の

見直しを行い、木材自給率を10年後には50%にまで引き上げたい。木材自給率を上げることは地方活性化にも役立つことであり、非常に重要である。その目標達成のために、地籍調査により森林境界を明確にしていくことが求められている。

また、森林法が改正され、森林の土地の所有権の移転を確実に把握するため、新たに森林の所有者となった際に届出(森林法第10条の7の2)が必要になった。これにより、所有者移動情報の共有化の推進を図る。ただ、固定資産課税台帳の所有者情報など個人情報の制約から共有できないものがあるのが課題。

また、境界明確化を行う事業について、農林水産省林野庁(森林整備加速化・林業再生事業による境界明確化、森林整備地域活動支援交付金による境界の確認)と国土交通省(地籍調査、山村境界基本調査)との間で連携を図っている。

「林業ビジネスの中で、国だけではなく民間の力の活用を。」「行政で境界を決められるような仕組み、法改正を。山林境界について、所有者は興味がないのが現状か。」と本郷氏。

報告5

角南国隆氏
(国土交通省土地・建設産業局地籍整備課長)

地籍調査についての進捗率、第6次国土調査事業十箇年計画の説明があり、森林での地籍整備の現状、課題が報告された。林地対策として筆界確認の方法が平成22年度から、調査区域の全筆について、現地立会ではなく筆界案を用いて筆界の確認を行うことを標準とすることができるものになった。これは、筆界調査は土地所有者の立会が原則であるが、山村部においては、高齢者が多く地形が急峻危険を伴うなど立会が困難になってきたためである。また、



技術的な側面からは、簡易な測量機器の導入として、山村部では市街地ほどの精度は必要としていない(精度区分乙二、乙三)ため、山村部で求められる精度を確保し、より簡易な測量機器として、TS法による簡易トータルステーション。DGPS法によるDGPS測量機。デジタル方位距離計法によるデジタル方位距離計の導入を行っている。

本日のコーディネーターの鮫島信行氏(地籍問題研究会担当幹事)から、「重要な国土はしっかり守るのだ。そして、そのための施策を。」「山をビジネスにするには、林業、国土管理など、国はどのように考えるのか。」「登記の問題として、不明者、相続、共有地の問題があり、法律の問題として捉える必要性がある。」と、締めくくられ、決議文の紹介の後閉会となりました。

決議文

「森林の適正な利用管理に必要な森林境界保全と地籍の明確化について」

前文省略

森林境界が明確でないということは、森林の利用だけでなく、国土の適正管理の面からも重大な危険を孕んでおり、地籍の明確化が喫緊の課題となっている。

このため、地籍問題研究会は、国に対し、以下のことを求める。

- 一 第6次国土調査事業十箇年計画に盛り込まれた山村境界基本調査については、計画通り実行できるよう、普及に努めるとともに、必要な予算を計上すること
- 一 森林の地籍調査については、森林の広大さ、境界立会・測量の困難さ、経済的効用の低さ、市町村財政力の弱さに鑑み、国土管理上必要とされる場合には、全額を国費負担とすること
- 一 森林の境界や面積の明確化の意義及び必要性等について、林地の取得予定者を含む各層にわたり積極的に広報活動を行うこと
- 一 地籍調査成果を森林の管理及び施業に活用できるよう、公開の方法について改善を行うこと
- 一 国は、地籍調査未着手及び休止市町村に対し、当該市町村が、速やかに調査の着手又は再開を行うよう継続的に働き掛けること

以上、決議する。

平成24年3月17日 地籍問題研究会

広報員 羽鳥光明(東京会)

「筆界」あの日から今日そして未来へ

日本土地家屋調査士会連合会顧問 西本 孔昭

言いだしっべとして幸せなことに
ゆっくりと、伝わっているのでしょう。

本年1月5日の中日新聞夕刊に大きく図解された、くらしの図鑑という記事に(広告記事ではなく)土地家屋調査士会型ADRが。いよいよ期待を裏切ることはできません。

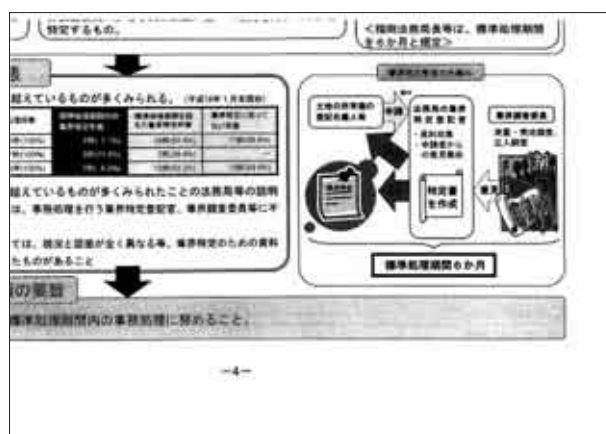


中日新聞 2012年1月5日夕刊

土地家屋調査士法冒頭の表現から、私たちの測量は常に筆界を意識した測量であることを、「桐に測」マークは見ています。

筆界特定は概ね6か月で、と制度設計された旨、政府系広報パンフレットに刷られています。地籍調査に利用されるとするならばそれでも遅すぎます。

ビジュアルに分かりやすいものから紹介しましたが、日常業務を整理するためにも、七戸克彦先生から戴いた貴重な提言を含む熱いメッセージを活かしましょう。共通する3点を主に、混乱も脱線もしながら過熱気味に書いてみました。



- 1 「筆界を判断する能力」 それこそが土地家屋調査士法第3条の求める力
- 2 筆界特定制度は、権利の学問から入って抜け切れない登記の世界に、表題部の登記の真実性を担保する切り札
- 3 土地家屋調査士会ADRは、我等の未来を拓く最初の1歩

序章

初めて私が愛知会で筆界管理・鑑定委員会を設立しようとした昭和62年には、全国の年配の会員は誰も皆が白い目を向けてきたものです。支部を挙げて反対する声も聞きました。後述しますが、連合会の企画担当者会同における、大西弁護士の講演を受けて愛知会だけが立ち上げることとして、愛知会会長の指示を受けて「私が自分の好きな業務をお裾分けしようというのに」、説明を聞いている中部ブロック協議会の会長さんの多くは、あからさまに不快な表情でした。

そして連合会でパイロット研修という執行部でする境界鑑定研修が始まるまで数年を要し、全国各会から選抜した人たちに宿泊研修を実施するまでに更に数年を経ていました。その頃には私は、愛知会で境界問題相談センター（と称する弁護士協働型ADR）を立ち上げて、市民公開シンポジウムにも

打って出ていました。連合会の副会長になって強く推進しようとして、抵抗にあい、「これができないようなら私は連合会に用がない」と思いつめて会長選挙に打って出たのであります。

ここで負ければ、会にADRの芽がなくなってしまふ。これではいけないと考えてADR推進者の一人の弁護士（現在、日本土地法学会中部支部長と某大学院教授を兼任）に会っていただき、「ADR機関を持たないような資格団体は、近代的ではない」とする考え方を披露していただく場を設けたのです。

これらの経緯からお分りのように、「筆界に拘る業務」「弁護士協働型土地家屋調査士会ADR」も決して、皆で決して時間をかけて検討を重ねる余裕なく、「小泉改革たる司法制度改革に飛び乗った」のが実情です。（しかも、司法制度改革の主役であった自民党司法制度調査会に連合会としても出席していたようですが、それを知らずに、別に「でしゃばりでおまけに馬車馬西本」はその本領を発揮して、大

垣の棚橋泰文代議士の勉強会で、「唯一の筆界に関する専門家土地家屋調査士の考えたADR論」をぶって、そういった考えを聞く気があるか尋ねたところ、「大歓迎です是非、司法制度調査会で語ってほしい。」とおだてられて、遮二無に突き進んだことと、本省から「内閣府の意向として、わが国の法体系から「筆」の字を削除し、分割・合併としたい。」とする打診があったとき、やんちゃ者風発言で拒絶したのも私ですから、今なら、「西本一人が悪かった」と反省し、測量のできる代書屋として着実な歩みに戻ることができますよ。

前述した愛知会で、昭和62年から平成元年にかけて筆界鑑定を世に広める行動に出た時、正面切って反対を表明したのは東京会だけですし、会の意見として名古屋に反対談判に来られました。面と向かって反対できる人々は、納得すれば強力な味方になります。(いつの時代も、そうですよね。今もその方とは強い信頼関係を保っています。)強い力で応援して下さった方々や、一緒に勉強する機会があって簡単に私を追い越して行った若い人たちや、ちょっと測量のできる代書屋からは共に脱皮したい方々には、少し時間を割いて、本文を是非読んでみてください。

筆界と境界を峻別して考察する意義

不動産登記法は民法で定めた「権利」の客体を明らかにする手続として理解されていますが、「客体は主体の副次的要素であるかの錯覚」に支配されていないか。登記の窓口では、土地の登記にあっては隣接土地所有者の印鑑証明書添付の「承諾書の有無」に拘り、地積更正の登記や地図訂正に関する自らの職能を発揮せず、建物の合体滅失分野を除けば、表題部の登記にさしたる進化を見ることはない。(地積測量図の進化は測量機器及び周辺機器類の進化と土地家屋調査士の技能向上に負う。)本来、実地調査権を駆使すれば可能であるはずの事例も喩えようもないほど膨大であった。それを、「できない」から「できる」へと実質的に可能にし、あるいはその退路を断ったのが、筆界特定制度なのである。

専有権・所有権の争いらしいとの臭いがした途端に、どこも俄然目の色が変わります。そのくせ言葉が独り歩きし始めます。私は鑑定業務に付き物の「宣誓」をできる限り現地であることを求めます。ある時、判事さんに促されてきた原告側の弁護士が不服

そうに「占有界で図面・数値が欲しいだけだ。」というので、「だから貴方の言う占有界とは何処なのか。双方の重なる如くにある出窓かその庇か大屋根の瓦の先か、板塀の面かその基礎の端か板塀の上の笠木のどちら角か。貴方今日まで現場をご覧になってないでしょう。」ときつく言ったらシュンとして、筆界とも殆ど矛盾しない私の見解を確認し、鑑定図で数日後に和解しました。言葉に頼りすぎる職業が多いことを憂慮し、土地家屋調査士に真っ先に相談すべき事例を紹介し、各位の奮起を促したい。(因みに私は、地図も読めないで「境界」「境界」と訴訟までする一部法曹人に宣戦布告した。時刻表も読めないで、推理小説が分かるのか、と)「公図の定性性を肯定し定量性を否定しておきながら、結局、登記面積案分」を言う判決には嫌悪感さえ禁じえない。

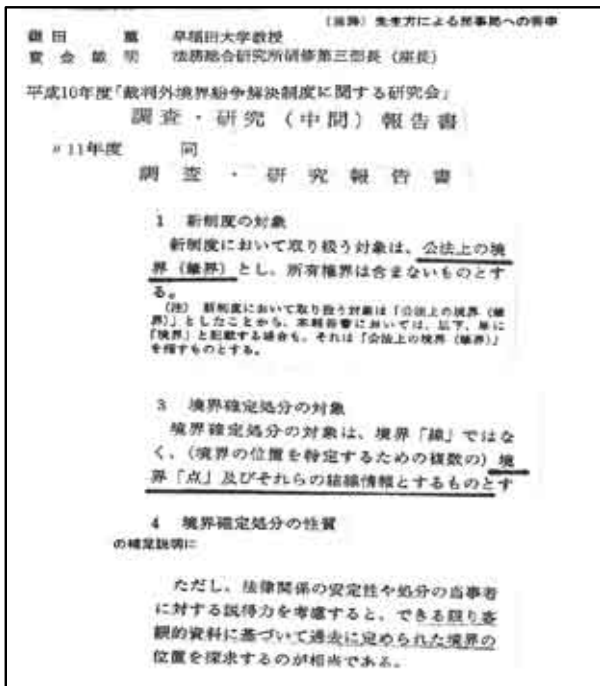
筆界に拘る理由として、それが土地家屋調査士固有の能力だと考えるからですが、私たちだけが毎日のように登記所ばかりか自治体や様々な公共資料を保有する所へ出掛けて資料収集とその解析に精を出します。(特に最近の登記所地図の写しは、一葉では狭い範囲しかカバーできません。それ一枚で足りると思っている輩はいないでしょう。)職業によって資料の価値観が全く異なることが、国会での質疑にも暴露されます。

土地家屋調査士法第1条から第3条に明示された測量は、筆界を常に意識してなされるべきことは当然です。

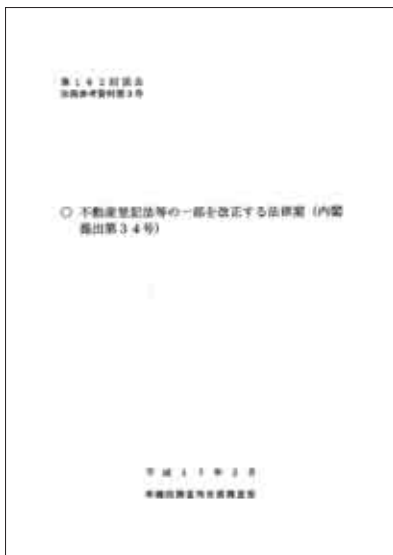
また常に地図行政ともリンクしていることを忘れてはならない。歴史を考える時、筆界を考えない人は、登記情報程度の歴史を歴史といいますが、土地利用の歴史・地域の歴史を考察せねばなりません。さらに、明治時代後期には、測量し直して形状が明らかに変わっているのに、面積の更正をしていない膨大な事例が、郷土史家との研究でも証明されています。

筆界特定制度を頓挫させるわけには参りません 表題部の登記の革新的切り札ですから

連合会60周年記念誌にも書いたのですが、起点・支点を誤ると作用点が狂うので、くどく、記します。法務省民事局では、平成10年・11年に民事法務協会に諮問して得た答申「新たな境界確定委員会」構想を本格的に検討を進めますが、司法制度改革渦中にあっても、法曹界を中心に、「法務局・登記官への



負担」と日常業務への影響を考慮して「筆界特定」制度にトーンダウンして国会に上程されました。私自身、衆議院法務委員会にも参議院法務委員会にも参考人招致され、意見陳述し、質問にもお答えしました。衆議院で用意された資料は、第162回国会法務参考資料160頁程のうち既に愛知県土地家屋調査士会で始動していた「弁護士協働型土地家屋調査士会ADRたる境界問題相談センター」記事を書いた愛知会会報を転載した連合会会報などが51ページから69ページまでを占めていて、周辺資料と共に存在感を誇示しています。



先ず全調政連と共に活動して得た、国会で可決された時の、両院の付帯決議を見てみましょう。

不動産登記法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議 (衆・法務委員会)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 新たに創設された筆界特定制度が、土地の筆界の迅速かつ適正な特定を図り、筆界をめぐる紛争の解決に一層資するとともに、広く国民等に理解され、多くの者が利用できるよう、その周知徹底に努めること。
- 二 筆界特定制度の運用に当たっては、筆界特定が土地所有権に重大な影響を与えるものであることにかんがみ、この筆界特定を行う筆界特定登記官及び筆界調査委員等において、その能力を高め、制度の信頼性及び公正性を確保できるよう、所要の措置を講ずるとともに、従前の不動産表示登記手続に著しい変更を生じないよう、特に配慮すること。
- 三 筆界特定制度が、より利便性の高いものとなるよう、裁判外紛争解決機関等の関係団体との効果的な連携に、十分に配慮すること。
- 四 筆界特定制度が、登記所備付地図の整備事業の一端を担うものであることにかんがみ、その申請手数料及び手続費用の決定に当たっては、国民が利用し易いものとなるよう、公費負担も含め、十分な検討を行うこと。
- 五 境界確定訴訟の結果を、登記事務に反映させることができるよう、境界確定訴訟と筆界特定制度との連携に、十分に配慮すること。
- 六 筆界特定制度が、的確かつ円滑に運用されるためには、登記所備付地図の整備促進が不可欠であることにかんがみ、人的物的体制の充実強化に、なお一層努めること。

不動産登記法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議 (参・法務委員会)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 筆界特定制度が、簡易迅速に土地の筆界を特定する手段であることが広く国民に理解され、活用されるよう、その意義及び内容等について周知徹底に努めること。
- 二 筆界特定が土地所有権に事実上重大な影響を与えることにかんがみ、筆界特定手続の運用に当たっては、申請人、関係人等の意見の陳述の機会を十分に付与するなど、制度の適正・公正さを確保するよう努めるとともに、従前の不動産表示登記手続に著しい変更を生じないよう、特に配慮すること。
- 三 筆界特定制度において申請人が負担する申請手数料及び手続費用については、筆界の有する公共性にかんがみ、国民に過大な負担を強いることのないよう、公費負担を含め、十分な検討を行うこと。
- 四 筆界特定制度が国民に利便性の高いものとなるよう、簡易裁判所における調停手続及び裁判外紛争解決手続との連携について必要な検討を行うこと。
- 五 境界確定訴訟の結果を登記事務に反映させることができるよう、境界確定訴訟と筆界特定制度との連携を含め、十分に配慮すること。
- 六 筆界特定制度が円滑・適正に運用されるよう、筆界特定登記官の能力の向上を図るための所要の措置を講ずるとともに、登記所備付地図の作成・整備が一層促進されるよう、人的物的体制の充実強化に、なお一層努めること。
- 七 土地家屋調査士が民間紛争解決手続代理関係業務を行うために必要な研修については、その内容等が国民の信頼と期待に十分応えるものとなるよう、能力担保措置に万全を期すこと。

右決議する。

平成17年4月5日参議院法務委員会での質疑を振り返って見てみましょう。

第162回国会 参議院法務委員会

平成17年4月5日(火曜日)から

<私の衆議院法務委員会における様々な資料図の説明がうけたので、ご発言なさいましたが、>

参考人(西本孔昭君) 日常の業務で、まず立会いであるとか測量する前の準備段階であるとか資料の御説明ということは、もうしょっちゅうやっておることでございます。それらをやはり丁寧に分かりやすく説明をし、そして、必ずしも争い事をきつくするというのではなくて、やはり整理をしてあげて優しく導いてあげるといようなことをふだんから気を付けてやっております。…後略

参考人(中村邦夫君) 元々、この境界をめぐる紛争というのは大変根深いものがありますし、問題の解決は難しいものであります。そういう難しい問題であるからこそ、こういう手続が今設けられたんだろうと思うんですね。ですから、その趣旨からいきますと、簡単に資料を集めれば結論が出るという問題はほとんど来ないだろうというふうに想像しております。

当然のことながら、長い間の権利関係をめぐる問題がそこに存在しているわけでありまして、そういったものを整理しながら、そして筆界の特定、すなわち、先ほど申し上げたとおり、それはすなわち所有権の争いでもあるわけでありますから、その確定に至るような手続を我々としては考えていかなきゃならぬというふうに思っております。…後略
江田五月君 前略…これ、実は私も一九九八年に参議院にもう一度戻ってくる前に一年半ほど弁護士をやっていたことがあって、そのときに境界紛争を依頼されまして、先ほど西本参考人おっしゃったようなことで、長い歴史の中でいろんな理由があったんだろうけどもう分からなくなっていると、あるいは洪水か何かか分かりませんが、土地の形状も、側溝などがあったところもどうも土地じゃなくなったとか、いろんな地図がたくさんその間に現れて、その地図がどれが何を意味して、どういう機会に作られているものであるかがよく分からないと。これを調査士の皆さんにもう丸投げじゃありませんかをお願いをすると、見事に解析をしてくださって、この地図はこういう事情でこういうときに作られているからここは信用できる、ここの部分はちょっと違うんだとか、そういうのが誠に鮮やかという感じで大変助かつ

た経験があるんで、こういう土地家屋調査士の皆さんが筆界調査委員になって、さらに筆界特定登記官制度がちゃんとできて、こういうものができてくれば、これをただ単に登記官の土地の境界についての認識の表明だというふうに言うてしまうのはちょっともったいないんじゃないかという気がするんですが、これはどちらから、まず西本参考人、どうですか。

参考人(西本孔昭君) 私は、現在は上程されておる法案でももちろん早期実現をお願いしたいんですが、先生が勇気付けてくださいましたように、やはりこれをきっかけにしまして、関係する者お互いがやはり切磋琢磨しまして、より一步進んだものを目指すべきではないかなという気はします。はい、ありがとうございます。

江田五月君 つまり、今私がちょっと触れたような、高い専門性でもって仕事をしているから、単に登記官の人が認識の表明をしてもらうためのお手伝いというよりも、もっともっと自信持っているんですよという、そういう自負はおありですか。

参考人(西本孔昭君) はい、ありがとうございます。そのとおりでございます。

参考人(益田哲生君) 前略…私は、この制度でなされる筆界特定がそれほど軽いものになるとは思っていないんです。先ほど言いましたように、ADRの話合いにおいても裁判手続においても、この筆界特定登記官が調査委員の意見に基づいて行った筆界特定については、実際上はかなり裁判を左右する大きな要素になろうと思います。

そういう意味で決して軽視するものではありませんし、土地家屋調査士さんが持っておられる自負心であるとか情熱であるとか、そういうものに流れにさお差すつもりは全くないわけなんですけど、ただ、出発点の制度といたしましては、…後略

井上哲士君 日本共産党の井上哲士です。

今日は三人の参考人の皆さん、ありがとうございます。

まず、西本参考人にお伺いをいたします。

昨年一月に当委員会で派遣で会長御出身の愛知に寄せていただきまして、愛知の会長さんから大変細かい資料もいただきまして、大変今回の審議に私は役に立っておるんですが。その際に、当日の陳述の中で、会として、いわゆる今、不動産登記法においても境界の規定というのが何もないという中で、法律の条文に明文の規定をするべきだということ

運動したいということも言われておりました、今回、この筆界という形で定義がされたわけですね。そのことについてのまず御感想が一つと。

同時に、今回の筆界の定義を見ますと、二つの点を結ぶ直線ということになっておるんですね。これ、法務省に聞きますと、技術上そういうことしかできないんだというようなことを言われておったんですが、衆議院の参考人質疑のときの西本参考人のお話を見ますと、今、大変技術としてはソフトが発展をされていて、カーブ計算などが十分にできるようになっている、三点を通るカーブなどもすぐ求めるようなソフトがあるんだと、こういうふうな技術が非常に発展しているというお話なんですね。そうしますと、実際の境界はいろんなカーブもあるわけですから、むしろそれに合わせた筆界という考え方もあるんじゃないかと思うんですが、この点、この定義の問題についてどうお考えか、まず、よろしくお願ひします。

参考人(西本孔昭君) 筆界という用語が明確にされましたことは大変感謝しております。二十年近く前に筆界鑑定・管理委員会というのを、内部的な話で大変恐縮ですが、つくりましたときにも、筆界というのは大変国民の皆さんに理解してもらうように説明しにくいんだという一部の会員がおりましたが、いや、これは分筆であるとか合筆であるとかという、筆という字を使っている以上は明確にすべきだということずっと念頭に置いてやってきました。その関係で、筆界ということがこのように非常に世間的に認証されたといいますか、明らかになりましたことには大変感謝しております。

それから、先生おっしゃいますように、特定の点を結ぶ直線というのは、表現としてはどうかなと思うんですが、これを連続した折れ線であるとかいうようなふうにするのも難しかろうと思いますし、曲線というのも難しかろうと思いますが、境界には曲線は付き物でございます。例えば道路境界、例えばこんな決め方をします。半径百六十メートル、内角九十五度とか、その間がその曲線であるという決め方をします。ですから、最近の都市計画道路に面したところは全国どこでも曲線で境界が指示されているところがございます。…後略

井上哲士君 じゃもう一回、西本参考人にお伺いをいたします。

去年やはり行った際に、愛知県土地家屋調査士会資料センターというものの資料をいただきまして、会として様々な土地にかかわる資料を収集をされて、この情報提供で大変役に立っているお話を伺っ

たわけですけれども、本来的にいいますと、もっと行政機関のところで土地にかかわる情報をもう少し一元的に集めて提供するということが必要なんではないかなという気もこれを聞いて考えたんですけれども、今後このセンター自身の発展方向をどうお考えか、また、この行政とのかかわりについてはまたこういう支援がほしいとかいうことがございましたら、お願いをします。

参考人(西本孔昭君) 資料センターは、やはりこれからの無駄な争いをなくす、あるいは私、冒頭申し上げました中で、紛争予防にとって最も適切な手だてだろうというふうに今も考えております。それで、発展的にしたいと思っております。あるいは、取り組んでいる会も増加しつつあります。

それから、行政がそのような取組をしたらいかがかというお話だったかと思いますが、是非お願いをしたいというふうに考えております。しかも、資料の多くは公的な資料がございますが、公的な資金を使って公的な事業をなさったのに、そのデータを公にしないという機関もあるわけです。…後略

<また、別の機会に>

参考人(西本孔昭君) 前略…それから、実際に相談においてになったときに、適切な調査委員を選任するということが必要でありましょう。したがって、そういう相談を聞くには、これは相当な判断能力、あるいは法務局にあります図面を見ても様々なことが分かるような、あるいは図面の解析能力、それから外部にあります資料、私がるる申し上げました資料が、例えば他の公文書館なんか行けばカラーで、物によりましては赤線なら赤線の幅員まで入っているような図面がどこにあるかというようなことも必要になるわけです。そういったことが非常にスタートになります。

そういったものを見せながらお話を聞いてあげていまして、まず相談者のあるいは申立人の心が柔らかくなってきます。そういう意味で、どうか、聞いていただくためのスタッフの教育ということも是非これから重要ではないかなと思います。適切な委員を選任していただいて関与させていただくということも重要であろうと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

<浜四津敏子先生からのADR機関を設置して運営するに当たり公的援助を求めないのかの質問にお答

えして>

参考人(西本孔昭君) 役割を十分果たすには、やはり役所が相談しやすいという姿勢を強く打ち出していただきたい。それから、相談して良かったというやはり実績を積むように努力いただきたいと。

それには、例えば人の問題、質の問題、それから一番ネックなのが期間、やはり新しい制度をつくって幾らかでも簡便に、しかも早く安く終わるべきではないかなと思います。それが本当に実現するためには、公的資金の援助も含めて、何らかの体制が必要ではないかなという気がいたします。例えば、調査士会型のADRつくりましたときに、大阪土地家屋調査士は改造に、会館の中の改造にやはり一千万以上掛けている。愛知会では老朽化した会館でうまい工事ができないので、借金をして会館を造ってしまった。私は愛知会の会員ですが、負担です。…後略

同3月15日の衆議院法務委員会で

第162回国会 衆議院法務委員会

平成17年3月15日(火曜日)から

<江田康幸先生からの筆界特定制度と境界確定訴訟との併存のメリット、デメリットについての質問にお答えして>

西本参考人 私どもは、裁判と併存でも、例えば改正されました民事訴訟法でも、訴えを提起する前に証拠を出しなさいとか判断しなさいとかという項目ができましたように、前置機関としても大いに役割を果たすのではないかなと考えております。したがって、併存もある意味で現時点では当然かなという気がいたします。

ただ、簡便に済むものまですべて裁判を経なければならぬということも若干疑問がございます。といいますのは、筆界の不明なところがはっきりすればそれですべて終わるといふところもございません。その意味で、この制度が早く実施されて効果を上げれば十分にいけるのではないかな。

それから、当然、地図づくりのためには一々裁判をしておいては間に合わないの、簡便に終わるといふシステムをいずれ定着させたいなと思っております。

筆界特定制度が表題部の登記が

常に真実性を担保し得る唯一の切り札なのです

そして前項と同じく法務委員会の質疑応答でダメ押ししてみます。

そして既にADRと連携する方向が打ち出されていますし、筆界特定制度は、前置期間として最高のシステムないしはツールであると、私の本音を吐露するまでもなく、述べておられます。

例

ただし、期間が掛かり過ぎることから起こる三大悪として、

却下への逃げ

取下げの勧奨

特定結果と異なる判決を得たときの反訴上訴への意欲を奪う

といったことになってしまうことを忘れないでいただきたい。



The document is titled "日米ADRシンポジウム" (Japan-USA ADR Symposium) and features a speaker list and two flowcharts illustrating the ADR process. The speaker list includes names like 長谷川 洋子 (Yoko Hasegawa) and 長谷川 洋子 (Yoko Hasegawa). The flowcharts show the steps of the ADR process, from initial contact to final resolution.

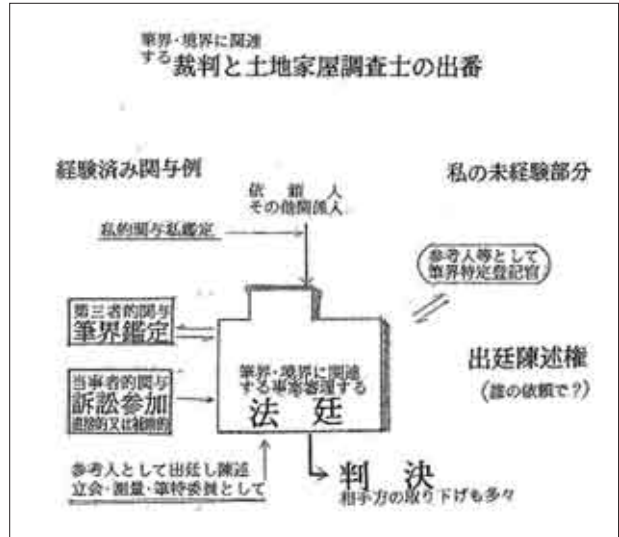
下部分は岡山弁護士会 HP から

**土地家屋調査士会ADRは
何故未来を拓く最初の一步と位置づけるのか
研修システムはどうか
土地家屋調査士会ADRは何故当初から弁護士
協働型を模索したか**

専門家としての能力を遺憾なく発揮するため、法律手続的な落とし穴に嵌ることがないように、また結論が出て登録に反映されるまでに無理がないように後見人的にも一緒に歩むべきではと考えたら、協働型以外に考えられませんでした。

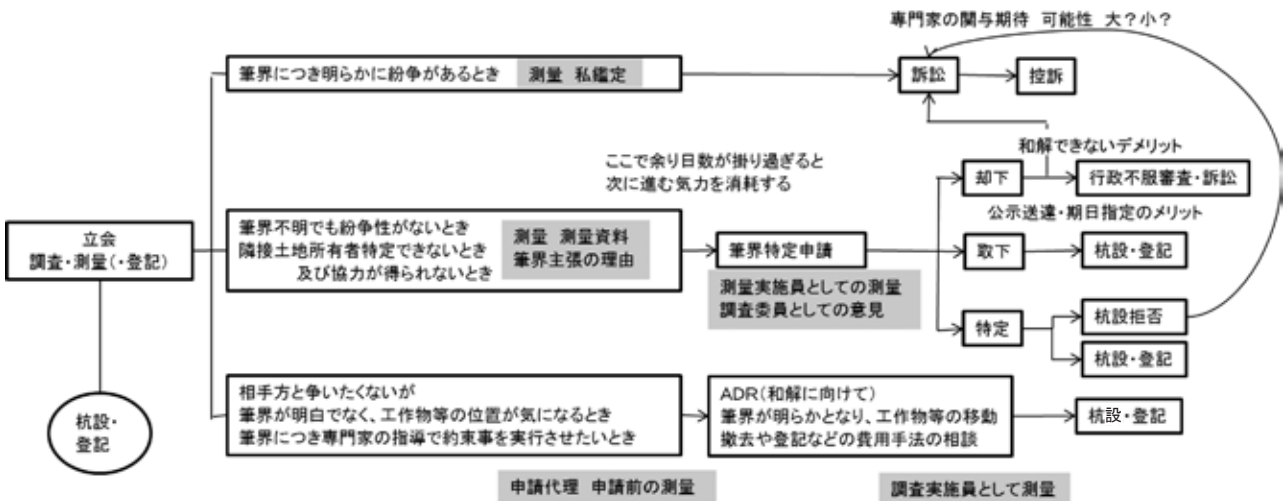
戦後の420万戸も不足したとされる住宅問題や高度成長を支えた開発が、今に至り、不適合物件を生じさせたり、殺人事件の背景になったり、孤独死の増大といった居住福祉にも、行政・自治体を巻き込む土地家屋調査士会ADRの活躍の場は限りなくあるはず。耕作放棄された農山村・使いもしない別荘地分譲などという乱開発や外国資本の山林買いで、最近「入会権論議」がサッパリ聞かれません。山林・森林の荒廃は、放置したら国家的な危機を招きます。国民の一人一人が安心して居住することができないこんな所にこそ、民間ADRの(発言も含めて)出番がありませんか。市街地の生活は市街地だけの都合では成り立ちません。入会権なんて、利用する人の権利的観点ばかりが注目されていましたが、実は利用する人の行動で自然界が成り立ってきたことを忘れていきます。農地の畦畔も同じ観点から考えてみるができます。地方自治とADRもリンクするのです。

レビン小林久子先生の紹介で、日弁連の日米ADRシンポジウムのささやかな後援をさせていただいた時に、岡山県弁護士会の自治体と一体となって取り組むADRの紹介と医師会と組む医療過誤ADRの報告があって感激しました。



日弁連では毎年「仲裁統計年報」という実に中身の濃い、有意義な資料を発行しています。弁護士自治能力・会員個々の能力や先進性からか、かなり会毎に特色のある運営をしています。これに比べますと「認証を受ける」ことより、「利用されやすい」ことをより尊重すべきでありましょう。国会資料からしても、官にできないことを民で…スタートの筈。

土地家屋調査士民間紛争解決手続代理能力認定研修も立法事実を積み重ねている頃には、保岡興治(二度も法務大臣をされた)先生に、一義的に筆界論の統一の見解とか経験重視などの夢を聞いていただいたのに、あくまでも私見ですが、日弁連法務研究財団にお願いする頃から私の路線とはどんどん離れてしまいました。でも方向が決まった以上は積み重ねて、向上していただきたいと期待しています。A制度が運営されると、AAやAAAを目指す人が少なく、自分はまあ、aとかA'位だからいいかと、小さめに納得する人が多いのは残念です。



結びに変えて、私的将来構想らしき夢

全国で講演させていただくときに、究極の夢を語る必要があるとき私は、「筆界・境界高等裁判所」だと言っています。「知的財産権高等裁判所も知らん人は取り敢えず黙っていて」とも。鑑定業務を語るとき、医療問題もとても(学閥などが邪魔して)難度が高いため、いずれ専門高裁ができるかも。普段から目標は高く、そのための情報収集と研鑽を積みましょう。

余分なことでしょうが、全国で凡そ200回を越す研修会の講師をやらせていただいたときの実感として、国語力・表現力欠乏の程度は酷いものですね。鑑定業務では裁判所で書記官と共に訴訟記録を見て、すばやく必要な資料として例えば準備書面添付図面や、甲第何号証・乙第何号証を選別して、写しを入手する段取りをします。鑑定書を書く能力のほかに文書をすばやく読む力が大切です。誰に何を頼まれるのか私には経験のない「出延陳述権」とかは私は必要だとは考えていません。鑑定業務は裁判所の依頼で動きはじめますが、「私鑑定」が威力を発揮する場合がありますし、経験上、「訴訟参加」が一番有効でした。いずれの場合も、相手方弁護士さんが優秀な方で、事態をすばやく理解されて訴を取り下げ、当然仮処分も皆取り下げていただいたことが、何例もあります。機会がありましたらお話ししましょう。位置関係だけはお示しします。

こんな原稿を書いているある夜のことで、複数の新聞を購読して比較読みしていますが、1月5日の中日新聞夕刊に素晴らしい記事が掲載されました。「広告」記事ではなく、同社東京本社が自ら取材して特集したものです。本稿の冒頭掲載記事なのです。ゆっくりですが、じっくり存在感を増していますよね。頑張りましょう。周囲を良く見れば味方もいっぱいいます。「移動してしまったことを知らせる杭」地すべり感知杭などの境号標識の会社や、測量計算や作図面で益々高度化の需要に応えるコンピューターソフト会社など会報にも協賛している各社は、単なる物販ではなく、過酷な要求と一緒にあって応えてくれます。

平凡に土地家屋調査士の登録・開業して49年目、初めて「筆界鑑定」を表立って売りにして25年、「土地家屋調査士会ADR」を口にして15年、日本土地法学会中部支部で発表したり、自民党司法制度調査会を経て、雑誌プレジデントで語って10年です。今も改革の渦中にあることを忘れないでください。

司法制度改革・規制緩和がほぼ一段落して、皆第

一回目の反省と微調整の時、何も発信しないのは変です。行政改革も本当には進んでいません。「なんでも安きゃいいかの如き民営化」も冗談でしょう。政治の低迷にキリがついたら、本当の揺れが来ますよ。自治体であろうが国であろうが、本当に役に立つADRと、広い社会性を持った指針を立て、政治の世界にももっと厳しい認識をもって、語り合い工夫して、新しい芽を吹く力を信じます。伊達に全国を歩いたわけではありません。若い、気力溢れた多くの会員に巡り合えたことは、正に役得でした。

最後に(ツールと目標を見誤るなかれ)

最後にどうしてもお伝えしたいことがあります。土地家屋調査士の究極の目標が、筆界特定制度やADRだとは考えていないとしても、では具体的に何を、自分のあるいは自分たちの目標と認識しているでしょう。20年近く前から私が日本土地法学会中部支部で発表させていただいた表現では「対症療法」としての「紛争解決」から「ワクチン」としての「紛争予防」を意識した業務(たとえば資料センターとか基準点設置とか)を志していると述べました。筆界特定制度もADRも紛争解決のためのツールですから、力をつけて、いよいよ紛争予防に向けて、具体的に戦略的な意味を込めて施策を考え、社会に発信しなければならない時が来ているのです。

私たちが、開発行為のお手伝いをしたり、分筆登記をした物件が、時を経て建て替えとか売却の必要などとき、「不適合物件」のレッテルを貼られてしまうことや、様々なトラブル(殺人事件も含み)や「孤独死」を招く住宅地にならないように配慮する分野での「居住福祉法学」とか、住民登録のあり方から住所変更登記の義務化を訴えるような運動・隣接地所有者情報の調査に対する登記所と自治体の連携の可能性・地籍調査の第二次調査への取り組み要請といった周辺環境整理にもかかる方向での「法社会学」への研究参加が必要でしょう。

お困りの方がいて相談を受けるのは当たり前で、問題が起きてしまう前の相談窓口は、資格間の垣根も行政の枠も越えて本格化すべき時ですね。皆さんが各所で実行している無料相談が、大きく高く評価されるべき時でもあります。

頑張りましょう。

平成24年1月末日執筆

我が会の会員自慢

VOL. 06

愛知会 『めざせ！土地家屋調査士の☆』

愛知県土地家屋調査士会 すずき さとる
鈴木 曉

今年はロンドンオリンピックが開催されるオリンピックイヤー。日本選手の活躍が期待されます。中でも、水泳の北島康介選手には3連覇がかけられ注目の的。

ところで、今日ご紹介する鈴木 曉すずき さとる会員。ご覧のとおり甘いマスクのイケメンで、「きょうかい君」「あいちゃん」とともに愛知会広報部のマスコット…じゃなくって、期待の星です。お祖父さん、叔父さんが土地家屋調査士で、お母さんはかつて愛知会の事務局に勤めていたという土地家屋調査士界のサラブレッド。実は彼、オリンピックを目指していた水泳選手だったのです。

今日は鈴木さんの事務所を訪問して、彼のアスリートな一面をお聞きます。聞き手は、愛知会広報部長の中野宏治と愛知会広報部の齊藤直人です。



きょうかい君、あいちゃんと記念撮影

水泳との出会い

中野：鈴木さんには失礼なことをお聞きするかも知れませんが、今日はよろしくお願ひします。

鈴木：こちらこそ、よろしくお願ひします。面白い話ができるといいのですが…。

齊藤：それでは、水泳を始めたきっかけから聞かせください。

鈴木：子供のころはすごく体が弱くて、ちょっとしたことで肩が外れちゃったりとか、喘息ぎみだったりとかで、病院の先生から運動を勧められ、始めた

のが水泳で、3歳の時でした。それから大学を卒業するまでの約20年間、泳ぎっ放しって感じでした。

俺、いけてるかも

齊藤：どの種目の選手なのですか。

鈴木：個人メドレーとって、一人でバタフライ、背泳ぎ、平泳ぎ、自由形って全部泳ぐ種目です。

齊藤：子供のころから注目選手だったんですね。

鈴木：僕は遅咲きで、中学3年生の時に初めて全国大会で2位になりました。予選は1位で通過したので



すずき さとる
鈴木 曉会員
愛知会きってのイケメン



実は、数々の栄冠に輝くアスリートだったのです！



こぼれ落ちそうなトロフィー



地元の水泳大会に事務所のメンバーでエントリー
見事優勝！

す。会場のプールから外に出てきたら「パシャパシャパシャ」って一斉にシャッターを切る音がして…、「有名人になっちゃった」って一瞬思ったんですよ。でもよく見ると、僕の少し前を岩崎恭子ちゃん(バルセロナオリンピック金メダリスト)が歩いていて、そっちだったのですね(笑)。オリンピックのすぐ後で、一番騒がれていた時です。

中野：岩崎選手と同世代になるのですか。

鈴木：恭子ちゃんは僕の1つ年下です。彼女は静岡なので、東海合宿がいつも一緒に、よく知っています。家に遊びに行ったこともありました。

日本ランキング

鈴木：中学で2位になってからは本格的に水泳に取り組むようになって、高校もスポーツ推薦で進学しました。高校3年の時にインターハイで2位になり、中央大学の水泳部からお誘いいただき入学することになりました。

齊藤：中大の水泳部は強いのですか。

鈴木：日本一です。インカレ(学生選手権)で優勝を続けていた名門です。オリンピックのメダリストもいました。女子でいうと、中村真衣選手(シドニーオリンピック銀メダリスト)とか田中雅美選手(シドニーオリンピック銅メダリスト)とか。僕個人の成績はインカレ3位で、日本ランキング4位が最高でした。

秘かな挑戦

鈴木：水泳に一生懸命だったので、大学を卒業するのに5年間かかったんです。それで、ちょうど5年生の時にシドニーオリンピックの選考会の年で、密かに狙って練習もしてたんです。なんか話がでかくなっちゃっていますけど、僕が北島康介と競ってたとか…、そんな話、した覚えはないんですけど(笑)。

中野：競技会で会ったことないのですか。

鈴木：ちょうどその5年生の時に東京都の小さな大会に出たんですが、個人メドレーの種目に北島選手がエントリーしてきたんです。彼は平泳ぎの選手ですから、調整だったと思うんですが…。それで、僕は隣のコースで泳ぐことになったんです。僕はスプリント系なので、それまで飛び込みでは誰にも負けたことなかったんです。でも、スタートで飛び込んだ瞬間、こいつには絶対勝てないと思いました。そんな風に思ったのは競技人生で初めてでした。平泳ぎの選手って、どっちかっていうと他の種目は苦手な人が多いんですが、北島選手はどの種目を泳がせても日本では決勝に残るだけの実力があるんです。

中野：ずば抜けているんですね。

鈴木：そうでなきゃオリンピックで2連覇なんてできないですよ。

中野：それはそうと、鈴木さんはオリンピックの選考どうだったのですか。

鈴木：選考会には出られなかったんです。大学の水泳部は4年生までですから寮は出ないといけない

し、バイトしながら独り暮らしってこともあって、気持ちが定まっていなかったんでしょうね。うまくいかなかったんです。そんなこともあって、水泳選手としての限界を感じるようになり、結局この年で引退することになりました。

目標に向かって

鈴木：卒業後、1年ほど東京の映像制作会社でADの仕事をしていたのですが、退社してこっち(愛知)に戻ってくることになりました。それで叔父の事務所を手伝うようになったのです。事務所は実家から直ぐのところ、しかも通学路にあったものですから子供のころは遊び場って感じでした。

中野：土地家屋調査士試験は、直ぐに受けようと思ったんですか。

鈴木：叔父は職人気質っていうか口数のあまり多くない人でしたので、土地家屋調査士の仕事についても自分で勉強するしかないなって思ったんです。水

泳やってる時は、中学で2位、高校でも2位だったんですが、コーチからはいつか1番の子を抜いて日本チャンピオンになれるって、ずっと言われ続けてきたのです。それを信じて練習してました。手の届きそうな目標に向かって頑張ってる時って充実感がありますよね。だから、土地家屋調査士の勉強をしている時も楽しかったです。僕は2回目の試験で合格したんですが、2年目に急成長して答案練習会でもランキング入りするようになったんです。そのころが一番楽しかったですね。

中野：いやいや、これからも楽しいことがいっぱいありますよ。(笑)

鈴木会員には、水泳にかけてきた直向きで純粋な気持ちを、そのまま土地家屋調査士としてのこれからの人生に活かしていただきたいです。彼のような若者が、土地家屋調査士の未来を切り開いていってくれる予感がします。将来に希望を抱かせていただけるひとに出会いました。

島根会 『星に魅せられて』

島根県土地家屋調査士会 佐藤 正紀

島根県の県庁所在地、松江市の佐藤正紀会員をご紹介します。

もともとNECのシステムエンジニアをされていたので、コンピューターソフトに関する知識が半端じゃありません。それにマニアックな性格も重なって独自路線を行かれています、時々面白い情報を発信してくれます。

まず業務関連でいえば、12年前からRTK対応機器を購入され自分なりに精度を検証されていたので、8年前に松江支部がGPS測量器を購入した際にも、当時カタログでうたっていたRTK観測で1円玉の精度というのに疑問を投げかけ提案していただき、他の会員も知識を得てスタテック測量器を購入したこともありました。

また、ここ4年間、連続で不動産登記法第14条地図作成作業を行っていますが、その中で地積等調査一覧表の作成作業があります。分筆、合筆、現確認不能地など千数百筆の登記内容の照合作業も佐藤会員にエクセルを駆使して先頭に立ってやっていただきました。

私はこれを見て凄いと思ったところですが、他の会員からもこの作業は佐藤さんにしかできないよね、と言う声も聞こえてくるくらいですから、やっぱり凄いんでしょうね。

自身のホームページでも自作の便利グッズや検証データを公開されています。

よろしかったら一度アクセスしてみてください。

その中に同じようなスペースをとっているのが趣味の天体観測です。サークル活動で子供たちの体験教室にも講師として参加されています。

ここで本人より天体観測の面白さを語っていただきました。

佐藤と申します、実は天文ファン仲間では「黒ひげ」というハンドルネームの方が通っています。

天体観測が趣味といっても、新しい星を見つけたり観測したりするように高尚ではなく、星空にある美しい星雲や星団の写真を撮影したり、撮影機材を工夫したりして楽しんでます。また元来おしゃべりが好きなので天体観測会などでは解説をさせてもらっています。

右上の写真は愛用しているレンズの直径が235 mm、焦点距離が2350 mmの大型望遠鏡です。他にも撮影する対照に応じた望遠鏡を色々使っています。

月のクレーターや惑星は小さいため望遠鏡で拡大して撮影しますが、空には肉眼で見えないけれど見かけが月の何倍もの星雲がたくさんあります、これを特殊なカメラとフィルターを使って撮影するのが面白いところです。

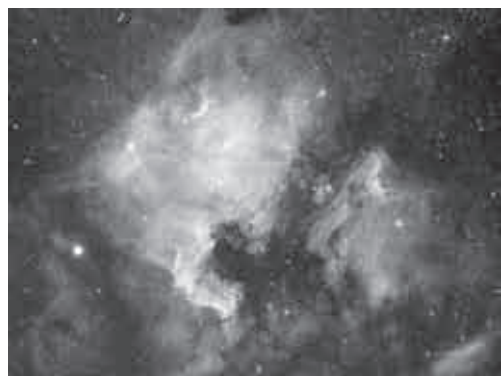
右中央の写真は双子座の足元にあるクラゲの形に似た星雲です。

夏の天の川に浮かぶ白鳥座にも右下の写真のような北アメリカとペリカンに似た月の10倍を超える大きな星雲があります。

カメラレンズと特殊なカメラとフィルターを使って20分間シャッターを開けるとこのように月の2倍の大きさがありながら肉眼で見えない天体の姿を

撮ることができる楽しみがあります。

他にも突然やってくるほうき星など、一年中、夜空には興味をそそる天文現象がたくさんあるので、昼より夜が楽しくて夜更かしをしてしまいます。



こうして、測量屋は早寝早起きという不文律にかかわらず、開業以来25年間も明け方4時、5時まで起きて、晴れていると星空の写真を撮影してから、天気が悪いと仕事をしてから寝て、午前11時までは寝ているため携帯電話は通じないという生活を遵守しておられます。

そういえばロボチックのワンマン測量器を使っているときに、真っ暗闇でも測量ができるからということで初冬の夜9時ごろにライトを足下だけに照らして測量していたら、近所の団地の住人から不審者というよりオバケと思われる警察を呼ばれたと聞きました。

なかなかユニークでしょう。

島根県土地家屋調査士会 広報部長 中村 達朗

筆界特定後の境界標設置と合意形成について

和歌山県土地家屋調査士会 副会長・「境界問題相談センターわかやま」 運営委員長 片岡 聖佳
和歌山県土地家屋調査士会 筆界鑑定委員長 川口 吉雄

和歌山県土地家屋調査士会では、平成24年1月28日に開催された近畿ブロック協議会主催【筆界特定制度と土地家屋調査士会ADRセンターの連携に関する研修会】での「筆界特定後の境界標設置の合意については、土地家屋調査士会ADRセンターですぐにでもできることである」との提言を受け、「境界問題相談センターわかやま」では「即決和解に準ずる調停手続」として扱うべく、ADR運営委員会、筆界鑑定委員会委員への趣意文書発信、両委員会の開催、会員向け趣意文書の作成、申立書のサンプル作成、和歌山地方法務局筆界特定室との協議等々、研究及び準備に着手した。

3月10日、近畿ブロック協議会所属各会に和歌山県土地家屋調査士会の考えを伝達し、意見を求めたいとして標記会議を開催した。

会議当日は、日本土地家屋調査士会連合会の福岡正隆業務部(日調連ADRセンター)担当理事、日本土地家屋調査士会連合会筆界特定推進委員会の西田寛委員長、近畿ブロック協議会の岸本八太郎社会事業部会長をはじめとして近畿各地より33名の土地家屋調査士会ADRセンター、筆界特定制度に関わる各会役員の出席を得て盛大な開催となった。

会議における各会意見概要(抜粋)

1. 筆界特定完了後の境界標設置の合意形成だけで需要があるか否か。

筆界特定の件数の3分の1でも境界標設置の合意形成ができれば相当の件数は見込めるのではないかと。

2. 相手方が素直に合意してくれれば良いが、合意してくれない場合は「即決和解に準ずる調停手続」ではできないが、その場合はどうするのか。
3. できるところからやらなければ土地家屋調査士会ADRセンターが衰退するのは目に見えているのではないかと。

土地家屋調査士会ADRセンターの実績を作っていくかなければならない。

4. 筆界特定完了後の境界標設置についての「即決和解に準ずる調停手続」は土地家屋調査士だけでできないかと。

また、ADR認定土地家屋調査士でなければできないのか。

議論が必要である。

5. 境界標設置に関する「即決和解に準ずる調停手続」が膨らんで本来の調停に発展する事案も多々考えられる。
6. 「即決和解に準ずる調停手続」に限っては、土地家屋調査士会ADRセンターの利用費用を低くする必要がある。

境界標設置の合意形成だけで今の利用費用を適用すれば利用者がいないのではないかと。

7. 筆界特定後の境界標設置の合意形成が、土地家屋調査士会ADRセンターを動かす起爆剤に



なるのではないか。

当日御出席戴いていた福岡連合会理事よりは、連合会でも前向きに検討する旨の発言がなされた。

また、和歌山県土地家屋調査士会より近畿ブロック協議会内部に【筆界特定制度と土地家屋調査士会ADRセンターの連携】に関する連絡協議会を発足できないのかという意見を出したところ岸本社会事業部会長は、3月末に開催する近畿ブロック協議会社会事業部会において検討し積極的に取り組む旨を約した。

注)上記、「即決和解に準ずる調停手続」とは、土地家屋調査士会ADRセンターにおける調停手続きを簡素化した手続きを便宜仮称しています。

平成24年3月15日



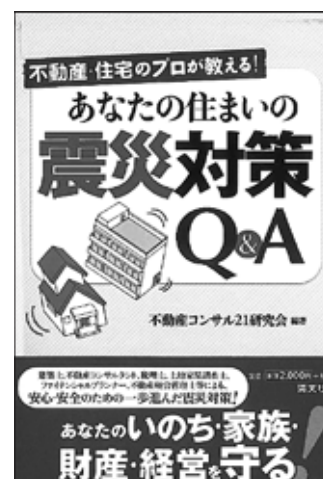
土地家屋調査士の本棚

あなたの住まいの震災対策Q & A

不動産コンサル21研究会 編著

内 容

東日本大震災の経験・教訓を背景に、不動産・住宅に関する最新の震災対策について、建築士、不動産コンサルタント、土地家屋調査士、ファイナンシャルプランナー、税理士、高齢者コンサルタントなど、各分野のプロフェッショナルが、一般読者向けに、わかりやすく解説しています。あなたのいのち、家族、財産、経営を守る知恵やノウハウを満載。Q&A形式による、安心・安全のための一歩進んだ震災対策となっています。



A5判 187頁
定価(税込) 2,100円
割引価格(税込) 1,890円
送料無料
発行元：株式会社清文社
発行日：2012年3月11日

発行・販売 株式会社 清文社 東京支社 <http://www.skattsei.co.jp>

〒101-0407 東京都千代田区内神田1-6-6 MIFビル5F 電話：03-6273-7946 FAX：03-3518-0299

電話またはFAXにてお申込みください。

会 長 レ ポ ー ト

R E P O R T

5月16日
～6月15日

5月18日

沖縄県土地家屋調査士会「第48回定時総会・懇親会」
宮城朝光沖縄会会長ののもと第48回定時総会が県内各地から会員が参集し盛会裏に開催されましたこと誠におめでとうございます。また、表彰を受けられました方々には衷心よりお慶びを申し上げます。今後とも業務に精励され制度の発展に寄与されることを御願いたします。

19日

青森県土地家屋調査士会「第63回定時総会」
小林要蔵青森会会長ののもと第63回定時総会が盛会裏に開催され、式典においては、青森地方法務局長取治二局長から、青森地方法務局長表彰を8名の方々が受けられ、また、連合会長表彰、東北ブロック協議会会長表彰、土地家屋調査士会会長表彰と多くの方々が授賞されましたこと誠におめでとうございます。これからも土地家屋調査士会のためご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

22日

仙谷由人議員「仙谷由人と明日を作る集い」
集いに関根副会長と出席をし、全国町村会会長、長野県町村会長、川上村村長藤原忠彦氏の「逆境に負けない村づくり」と題しての講演を拝聴した。川上村は人口五千人弱の村で藤原村長の卓越した農業立村により全国に類を見ない村づくりを成し遂げられた。

23日

社団法人 日本測量協会懇親会
村井俊治会長のもと、総会が盛会裏に開催され、懇親会では国土地理院長をはじめとして多くの来賓が出席され盛大に開催されました。

24日

佐賀県土地家屋調査士会「平成24年度定時総会」
小宮清隆佐賀会会長ののもと第62回定時総会が盛会裏に開催され、式典では佐賀地方法務局長表彰、連合会長表彰、土地家屋調査士会表彰と多くの方々が授賞されましたこと誠におめでとうございます。今後とも土地家屋調査士会のためご尽力をお願いいたします。

25日

福岡県土地家屋調査士会「第71回定時総会」
草賀裕一会長ののもと、第71回定時総会が開催され、式典では福岡法務局長表彰(管区表彰)、福岡法務局長表彰、連合会表彰、九州ブロック協議会会長表彰、会長表彰、慶祝では米寿、喜寿と多くの方々が授賞を受けられました。今後ともご活躍を期待いたします。

26日

長崎県土地家屋調査士会「平成24年度定時総会」
針本久則長崎会会長ののもと平成24年度定時総会が盛会裏に開催されましたこと誠におめでとうございます。式典では樹下芳博長崎地方法務局長をはじめ多くのご来賓のもと、福岡法務局長表彰、連合会長表彰、九州ブロック協議会会長表彰、会長表彰、感謝状と多くの方々が授賞されましたこと誠におめでとうございます。今後ともご活躍をお祈りいたします。

29日

千葉県土地家屋調査士会「平成24年度定時総会」
笠原孝千葉会会長ののもと平成24年度定時総会が盛会裏に開催されましたこと誠におめでとうございます。式典では東京法務局長表彰、千葉地方法務局長表彰、連合会長表彰、感謝状、会長表彰と多くの方々が授賞されましたこと誠におめでとうございます。これからも業務また会務にご活躍を期待します。

30日

東京土地家屋調査士会「第74回定時総会」
國吉正和東京会会長ののもと第74回定時総会が盛会裏に開催されましたこと誠におめでとうございます。総会前の式典では、相澤恵一東京法務局長、松田昇民事行政部長をはじめ、多くのご来賓の出席のもと東京法務局長表彰(21名)連合会長表彰、感謝状、会長表彰と多くの方々が授賞されましたこと誠におめでとうございます。今後とも会員一丸となって、國吉会長を盛り上げてください。

31日

山形県土地家屋調査士会「第63回定時総会」

山川一則山形会会長のもと、第63回定時総会が盛会裏に開催されましたこと誠におめでとうございます。式典には酒井修山形地方法務局長をはじめ、多くのご来賓の出席のもと山形地方法務局長表彰、連合会長表彰、同感謝状、東北ブロック協議会長表彰、会長表彰、同感謝状と多くの方々が授賞されましたこと誠におめでとうございます。今後とも業務に精励されることをお祈り申し上げます。

6月1日

会務処理(広報部会)

平成24年度の広報部の広報活動について意見交換を行う。その中で津波対策の一環として各市町村と連携を図り、小学校を基点として海拔表示の設置キャンペーンを検討するよう指示を出す。

4日

全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会「第27回定時総会」

志野副会長同席

柳平幸男全公連会長のもと、第27回定時総会が盛大に開催されましたこと誠におめでとうございます。式典には江原健志法務省民事局民事第二課長をはじめ多くのご来賓の出席のもと厳粛に式典が執り行われた。席上、当職から公共嘱託登記の推進に対して激励と御礼を申し上げるとともに今後、益々貴会、政治連盟、連合会が連携を密にし、登記行政の円滑に資することを御願した。

5日

地理学会平井松午教授(徳島大学)、藤田裕嗣教授(神戸大学)の来会対応

小野常任理事同席

公益社団法人日本地理学会が研究を行っている地図・絵図資料の歴史GIS研究グループとの研究交流・連携について意見交換を行う。

6日

保岡興治議員「保岡興治モーニングセミナー」

関根副会長同席

講演会で、高橋進氏(日本総合研究所理事長)から日本経済の再生について貴重な講演を拝聴した。

春の藍綬褒章・黄綬褒章伝達式等

この度の黄綬褒章は、木村保成氏(静岡会)、小林庄次氏(東京会)、南木哲雄氏(函館会)、美濃勉氏(京都)、

安川義巳氏(旭川会)の5名の方々が受章されました。誠におめでとうございます。法務省大会議室において伝達式が行われ、滝実法務大臣から土地家屋調査士代表受章者として南木哲雄氏が直接褒章の栄に浴されました。その後、「豊明殿」にて陛下の拝謁がありました。早朝からご苦労様でした。

黄綬褒章受章をお祝いする夕食会

関根副会長、竹谷専務理事同席

受章者並びに令夫人をお招きし、ささやかな夕食会を催した。

7日

一般社団法人 不動産流通経営協会川浪業務部長との打合せ

関根副会長、児玉常任理事、信吉京都会長同席

業務の拡大の一環として、当協会と今後の統一業務委託内容について協議を行っていくことについての打合せを行う。

12日

塩崎恭久議員「第33回『塩崎恭久と明日を語る会in東京』」

岡田副会長同席

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の報告と、社会保障制度改革基本法案についての説明等がなされ拝聴した。

会務処理(総務部会)

総会質問、要望事項について協議を行う。

法務大臣政務官来会会対応

関根副会長、竹谷専務理事同席

松野信夫法務大臣政務官と登記制度並びに土地家屋制度全般について意見交換を行う。

法務副大臣との意見交換

谷博之法務副大臣と登記制度並びに土地家屋調査士制度全般について意見交換を行う。

*今回、各会の総会には会長、副会長を中心として参加をさせていただきました。日程等の都合により出席できませんでしたが各会におかれましては、心からお詫びを申し上げます。

第27回定時総会開催

平成24年6月4日(月)ホテルメトロポリタンエドモント「悠久」(東京都千代田区飯田橋)において、全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会平成24年度定時総会を開催し、翌5日には研修会をあわせて開催した。

総会では柳平会長から、全公連を構成する協会の公益移行に関し全力を尽くした結果、総会時までには内閣府により5協会、県よりの答申・認定を3協会が取得することができ、今後も引き続き全公連を構成する協会の公益認定取得に向けて全力で支援することを継続する。また、公益社団法人移行後を見すえて本年2月14日、前田国土交通大臣(当時)に対し「国土調査法第10条第2項の指定法人として公益社団法人たる公嘱協会の活用と、測量法第47条による国土交通大臣の指定」につき要望をしたとの話があり、最後に原発事故により復興への取組みが遅れている福島協会に支援をしたいとの挨拶があった。

議事は全49協会の理事長の出席のもと、越智眞琴神奈川協会理事長、山田豊石川協会理事長を正・副議長に選任し議案審議を開始した。執行部により、平成23年度の業務報告が行われ、決算報告の後、監査報告を受け、執行部提案の議案が原案通り可決承認された。また、平成24年度の事業計画、平成24年度一般会計収支予算(案)も原案通り可決承認された。

議事に引き続き、法務省民事局民事第二課長の江原健志様、同局民事第二課司法書士土地家屋調査士係長

の中西毅彦様、全国公共嘱託登記司法書士協会協議会会長の山田猛司様、日本土地家屋調査士会連合会会長の竹内八十二様、同会副会長の志野忠司様、全国土地家屋調査士政治連盟会長の横山一夫様を来賓にお迎えをし、祝辞をいただいた。

総会後の懇親会には、塩崎恭久衆議院議員、漆原良夫衆議院議員、辻恵衆議院議員、小宮山泰子衆議院議員、金子恵美参議院議員、中村哲治参議院議員、行田邦子参議院議員、室井邦彦参議院議員、全公連顧問の皆様や関係諸団体の皆様にご出席くださり、盛会裡に終わることができた。



総会全体風景



総会来賓



柳平会長挨拶

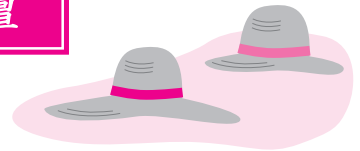
「公益移行完了及び答申取得協会について報告」

(6月1日現在)

- 公益社団法人岩手県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
平成23年9月1日登記
- 公益社団法人静岡県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
平成23年10月3日登記
- 公益社団法人愛媛県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
平成23年11月1日登記
- 公益社団法人山口県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
平成23年12月1日登記
- 公益社団法人高知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
平成24年5月1日登記
- 公益社団法人長野県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
平成24年5月1日登記
- 社団法人大分県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
平成24年5月22日答申
- 社団法人秋田県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
平成24年5月29日答申

今後の会議予定

- 6月5日 第4回理事会
- 6月5～6日 第1回IPU委員会
- 6月12日 第33回「塩崎恭久明日を語る会in東京」
- 6月19～20日 日本土地家屋調査士会連合会第69回定時総会並びに懇親会
- 6月20～21日 スクリーニング
- 6月22日 中部ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会総会
- 7月13日 北海道ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会総会
- 7月19～21日 平成24年度地図作成総括責任者養成講座A講座



金環日食 水上陽三

竹秋の少女ら背丈伸びにける
第一花は天に捧ぐる泰山木
接写して泰山木の花・香り
天空の黄金リング聖五月
金環日食見し水張田の水崩す

雑詠

水上陽三選

愛知 清水正明

蚯蚓這ふ土地勘ありし所まで
抜け道は疎まれがちや道をしへ
蝸牛雨の冥みを背負ひけり
啞蝉や崑山幽居の庵静か
落し文鎮守の嘆きかも知れず

岐阜 堀越貞有

父の日や躊躇ひつつも酒贈る
回覧板急いで回す梅雨晴間
厭なこと厭とは言はず羽抜鶏
時の日や時戻したき時もあり
電波の日消えて久しき赤電話

茨城 島田 操

身構えに気力の戻る更衣
水澄まし己が水輪を出られず
掌に受く神の水山薄暑
母の忌を修してよりの田草取り
下野と常陸かけもつ時鳥

東京 黒沢利久

夏は一気に沖波のはるかより
みづうみの風を楽しみ枇杷熟るる
真みどりの夕風はしる古戦場
日食のひかりやはらぐ夏の朝
夏の丘から誰も見て滲つくし

埼玉 井上晃一

二人目の真鯉も加へ幟立つ
分譲地坪の表示や山開き
みどりの日バスポート早や期限切れ
巢燕の鶏舎の高みよりのぞく
旋回するへりの下なる田植かな

今月の作品から

水上陽三

清水正明

蚯蚓這ふ土地勘ありし所まで
地中から這い出した蚯蚓の動きを見つめ、何処を目指して行くのかなど到底知る由もないのであるが、それはそれ、虫にも何らかの目的があつて這い出したのだらう、恐らく土地勘のある所まで行くのだらうと暖かく見守っていたのである。

堀越貞有

父の日や躊躇ひつつも酒贈る

父の日は六月第三日曜日、何くれとなく贈物を考えた結果好物の酒が良いと思うのだが、さて高齢でもあることから多量に飲んでももらいたくはないので散々ためらった

が、結局酒を贈ることとしたのである。

島田 操

身構えに気力の戻る更衣

今年も更衣の時期を迎えたけれど、冬から何となく気力が乏しくなったように感じていたのである。冬着を脱ぎ捨てて夏着に着替えたことによる軽さからか、しばんでいた気力が急に戻ったように感じたのである。

黒沢利久

夏は一気に沖波のはるかより

夏は一気に、で切り沖波のはるかよりと読むべきであろう。なかなか夏らしい気温にならないと思つていた矢先、急に夏日が訪れたのである。そんなとき作者は、沖に立つ波の遙か彼方より一気に夏が来たと視覚で捕らえたのである。

井上晃一

二人目の真鯉も加へ幟立つ

孫俳句であるが孫が出てこないところが良い。おそらく一人目の鯉幟は鯉鯉であったのだろう。二人目の鯉幟は真鯉で兄弟の幟が気持ち良さそうに翩翻と翻っている光景が目につく。

岩手会

「事務所訪問(千葉まり子事務所)」

一関支部 広報委員 三瓶 伸樹



『黎明』第77号

前説

女性調査士事務所パート2ということになりました。花泉町で事務所を構える、主婦という一面もある千葉まり子さんから幅広くお話を伺いたいと思います。

広報: それではまず事務所の人員構成を教えてください。

千葉: 私と補助者1名で仕事をしています。

広報: 調査士になろうと思ったきっかけ又は動機などはありますか。

千葉: 調査士になりたいとはずっと思っていました。建築学科の学生時代に、敷地のことで調査士の事務所へ伺ったおり、対応した調査士の先生が、威厳があり尚且つ柔らかな話し方をする方でした。これが私の調査士のイメージとなり憧れるようになりましてし、またいい仕事だなとも思いました。それから主婦をしながらやっとの思いで調査士になることができました。

広報: 実際調査士になってみてイメージは変わりましたか？

千葉: 変わりましたね。立会い業

務など思っていた以上に『人と係る業務』が多いことを知って、たいへんな仕事だなと実感しています。

広報: 業務上普段心がけていることはありますか。

千葉: まだそれほど実務をこなしていないこともあり、調査士としてはまだありません。余談になりますが、震災後は、被災した建物の無料相談など、今の自分にできる範囲での社会貢献をしようと思っています。

広報: 印象に残る仕事はありますか。

千葉: 件数をそれほどまだこなしていないこともありますが、最初の建物表題登記でしょうか。設計も申請代理人も私の名前が記載されているので、法務局の職員が不思議そうにしていたのを覚えています。また、初めてのオ

ンライン申請は補助者がパソコンに慣れていたこともあって、比較的早い時期にオンライン申請を初められたのですが、それでも最初の受付完了画面を見たときは『いったー』と思いましたね。パソコンの設定が今より面倒だったりしたので余計にそう感じたのかもしれませんが。

広報: 調査士業務上女性で損、あるいは得したことは？

千葉: 損だと思うことはやっぱり荷物の持ち運びなどの力仕事ですね。得したと思うことは特にありませんね。少し話がそれますが、私は趣味で『語り部』をしていま



す。施設を月に1、2回訪問し、おはなしを聞かせたりします。なので『方言』で話すことは得意なんです。立会人がお年寄りだったときなど、方言で話すことで緊張がほぐれ、立会いがスムーズに行くことがありましたね。

広報：今の自分に必要なものがあるとすれば何ですか。

千葉：『決断力』でしょうね。どこを筆界点として立ち会って頂くか悩んでなかなか決められないことがよくありますから。地震の影響もかなり大きいと思いますが、もともとの私の性格によるところも結構大きいと思います。

広報：仕事でストレスは感じますか。

千葉：感じるほどまだ仕事してないんです。(笑い)ただ、補助者から時々気の毒に思われていることはあるみたいです。本人は自覚していませんね。それでまた少し話がそれますが、補助者が今年の調査士試験(平成23年度)に合格したので一緒に

できたらいいかなと考えています。(補助者さんは後で知ったのですが息子さんでした。)あるいは私が補助者になろうかしら。(笑い)

広報：調査士会への要望はありますか。

千葉：登録して2年経過しましたが、初歩的なことでわからないことがまだあり、知り合いの調査士に開くといつも親切に教えてくれるのでありがたいのですが、頻繁では相手に悪いと感じてしまいます。

そこで気兼ねなく相談できる場があるとうれしいですね。岩手会のホームページにそういうコーナーがあるといいと思います。

《雑記》

広報：花泉の特徴はなんですか？

千葉：気候的に比較的温暖な地域ではないでしょうか。またおっとりしている人が多いように感じます。食べ物ではお餅が名物ですね。けっこう大きな餅つき大会などがあって見物人に振舞われ

たりもします。今年は私も参加しました。

《訪問を終えて》

千葉さんは1級建築士という資格もあり、設計段階から建物に関しては依頼者と深く係わりながら仕事をされています。またボランティア活動も積極的に参加されていて、見た目以上にバイタリティを感じました。また、訪問したこの日(12/2)に補助者でもある息子(崇平)さんの調査士試験合格通知がたまたま届きました。せっかくなので見せて頂きました。

おめでとうございます。岩手にまた1人、若手の調査士が誕生です！

《取材後》

帰り際には大根までお土産に頂いて帰ってきました。師走の忙しい時期に取材にに応じていただきありがとうございます。



「趣味」

水沢支部 吉田 春男

私はここ3年ほどカメラにハマっています。人や風景、鳥の写真を中心に撮っています。若いときは余り興味がなく、殆んど写真は撮りませんでした。何故なら記憶に風景が残っていて写真が無くても思い出せるから困らないと考えていたからです。しかし、歳を取ってくるとこの記憶が曖昧になって来て思い出せなくなってきます、地図を見ていて「確かここには行ったことがあるんだけどどういう所だっけ？」等と記憶からすっかり抜けてしまっていることが多くなりました。そうして昨今、巷ではカメラブームだそうで、「俺もちょっとやってみようか」と興味が出てきました。そこでキャンオンで一番安いデジタル一眼レフを買って撮り始めたのが今日に続いています。日曜日はなるべく時間を作って、バイクにカメラと三脚を積んで近場に撮影に行くようにしています。昨年撮った写真で印象に残っているのは、名前は忘れてしまいましたが遠野市小友町の荷沢峠の近くにある溪谷と山形県酒田市の相馬楼で撮影した舞娘さんの写真です。

遠野市小友町の溪谷はそんなに山奥ではないところにあって軽装備で誰でも行ける、なかなか便利なところですが、あまり人も来ず静かで川のすぐ近くの遊歩道を撮影しながら登っていくと1時間ほどで5、6か所の滝の写真が取れます。小さい滝ながら幾重にも折り重なったような写真が撮れ、季節

毎にいろいろな表情を見せてくれます。シャッタースピードを遅くして水を白糸のように写したり、苔むした石を写したり、構図を変えたり、ズームしてたり、引いてたりして楽しい時間を過ごすこと

ができます、ただ一つ怖いのは熊のみです。

クマに注意の看板があるのでクマよけが必要です。

酒田の相馬楼はご存知の方は多いと思います。昔の料亭相馬屋と





言う建物を修復して舞妓茶屋として営業しているところです。私の住むところでは、こんな優美な舞娘さんの踊りは見ることができないのもっと近くにあったら、と

思わずにはいられません。なぜこのような場所を知っているかというと、何年か前に水沢支部の研修旅行で立ち寄ったことがあり、きれいな舞娘さんと写真を撮ったことが

ありました、被写体には最高だなど思い出し片道3時間半ほどかけて行ってきました。舞娘さんの踊りは昼12時からと2時からがあり、12時はお弁当を食べてから

踊りを見て、写真を一緒に撮って、というもので入楼料700円と弁当代3,500円、2時からは弁当なしで1,000円でした。踊りを見てみると「いつかこういう舞娘さんを座敷に呼んでお酒を飲む、なんて言うのもいいだろうな」なんて考えてしまいます。

まだ行ったことのない方は是非行ってみてください、どうせなら12時と2時の2回見たほうがいいですよ、なかなか行く機会がないと思いますから。



土地家屋調査士名簿の登録関係

■ 登録者は次のとおりです。

平成24年5月1日付
東京 7731 坂本 哲也 東京 7732 星 力三
東京 7733 川野 巖夫 神奈川 2931 松本 龍平
千葉 2110 明田川利幸 長野 2569 畔上 豊
長野 2570 原 寛志 長野 2571 大野田幸司
兵庫 2401 木田 宏 奈良 422 仲嶋 秀樹
愛知 2807 永橋 博喜 岐阜 1237 箕川 拓未
岐阜 1238 門田 寛之 石川 648 村中千鶴子
鳥取 465 吉田 康憲 札幌 1166 遠藤 翼
平成24年5月10日付
岡山 1358 岡 昌宏 福岡 2205 石矢 眞
平成24年5月21日付
東京 7734 小池 恒雄 神奈川 2932 新井 祥司
新潟 2182 飯原 浩一 愛知 2809 岡野 孝治
島根 493 小村 達大 島根 494 小笹 泰則
鹿児島 1045 川越 勝二

■ 登録取消し者は次のとおりです。

平成24年2月11日付 千葉 1682 菊池三枝子
平成24年3月19日付 兵庫 2102 兵江 敏男
平成24年4月4日付 旭川 246 渡辺 勤
平成24年5月1日付
東京 5093 塚本 雅一 東京 5305 金井 亮一
長野 2374 小林 定雄 広島 1793 栗木 斎
沖縄 474 仲松 貴志
平成24年5月10日付
神奈川 1715 杉野 茂彦 神奈川 2560 古郡 英隆
千葉 791 平野 一郎 栃木 446 斎藤 美雄
静岡 1266 大谷 隆 兵庫 2304 田中 明
三重 626 打田 善幸 岐阜 338 坂下 輝久
岐阜 768 高橋 稔 長崎 618 西本 代八
札幌 924 小林 裕典
平成24年5月21日付
東京 7448 永井 忠久 大阪 1656 白石 隆治
愛知 1549 山口 周之 愛知 2252 柴田 良雄
山口 753 河村 清 熊本 781 瀬上 信二
鹿児島 469 福元 春美 福島 279 遠藤誠三郎

■ ADR 認定土地家屋調査士登録者は次のとおりです。

平成24年5月1日付
神奈川 2874 菅野 貴史 和歌山 301 稲垣 崇
福岡 1831 藤田 義夫 福岡 2164 山本 論
福岡 2173 木下 順一
平成24年5月10日付
滋賀 393 野邑 洋介 福岡 2108 平野 幸磨
熊本 1150 大窪 栄一
平成24年5月21日付
東京 7014 五十嵐智一 大阪 3080 古屋 禎孝

5月28日

第1回業務部会

<協議議題>

- 1 平成24年度事業計画の具体的検討について
- 2 不動産登記規則第93条不動産調査報告書について
- 3 震災関連新規事業について
- 4 筆界特定制度について
- 5 eラーニングコンテンツの作成について
- 6 コンプライアンス・プログラムの改定について
- 7 不動産売買契約書様式の改定への協力について
- 8 業務実態調査の実施項目等の検討

6月1日

第1回広報部会

<協議事項>

- 1 土地家屋調査士の日に関する啓発活動について
- 2 じめんのボタンのナゾの絵本化について
- 3 G空間EXPO2012での広報活動について
- 4 海拔表示板設置事業について
- 5 全国一斉表示登記無料相談会について
- 6 会報の原稿料について
- 7 会報9月号から11月号の掲載記事について
- 8 月刊『測量』の執筆者について
- 9 ホームページのリニューアルについて

11日～12日

第2回調測要領委員会

<議題>

- 1 調査・測量実施要領の改訂について
- 2 調査・測量実施要領の土地家屋調査士会会則への位置付けについて

12日

第1回総務部会

<協議議題>

- 1 第69回定時総会の対応等について
- 2 平成24年度総務部事業計画(案)に基づく執行計画について
- 3 土地家屋調査士登録事務取扱規程及び土地家屋調査士会会則モデルの一部改正(案)について
- 4 土地家屋調査士会補助者規則(モデル)の一部改正(案)について
- 5 平成25年版土地家屋調査士手帳の作成について
- 6 平成25年1月における賀詞交歓会の開催について
- 7 平成24年度第2回全国会長会議及び同第2回全国ブロック協議会長会同の開催日変更について
- 8 各土地家屋調査士会からの照会等への対応について
- 9 第70回(平成25年度)定時総会の日程及び会場について
- 10 大規模災害発生時における連合会機能の維持・継続について
- 11 暴力団排除条例に関する連合会における指針について

13日

第4回正副会長会議

<協議事項>

- 1 第69回定時総会の対応について
- 2 平成24年度第2回全国会長会議及び同第2回全国ブロック協議会長会同の開催日変更について

第2回業務部会(電子会議)

<協議議題>

- 1 第69回定時総会質問・要望書回答の確認等について

編集後記

ムギイカ

ムギイカと言わずにスルメイカの子供と言えばよいのでしょうか、食べ比べるとスルメイカとは別物で、そのうまさに違いがありますので、ムギイカと書かせていただきました。麦の収穫時期に獲れるのでムギイカと呼ばれて、大きさはゲソの部分を含めても手のひらサイズです。

調理の仕方ですが、外套の部分は刺身としますと身がとても柔らかで甘い味がいたします。耳とゲソは、さっと湯がいて細切りにしてワサビか生姜を添えます。丸ごとで、焼いたり煮たりするのも子供のイカだからできるのだと思います。ほろ苦い味がアクセントになります。

また、沖漬けも絶品です。肝以外の内臓を取り除いて醤油とみりんとお酒を1対1対1でたれを作りルイベにするのが一般的ですが、私はたれをお酒でなく焼酎にして作り、冷凍せずにいただきます。甘くなく濃厚な味がしますのでこの食べ方が好きです。

スルメイカは、日本列島の付近で生息する固有種で、近年、南はベトナムから北はアラスカ付近まで生息域を拡大していることが分かったようです。

冬に東シナ海付近で生まれたイカは、太平洋沿岸を黒潮に乗って高緯度まで、北上いたします。小魚を餌にしながら育ちますが、食物連鎖の中では、クジラやカツオやマグロや鳥類がイカを被捕食者としているとのことです。いろいろな生き物の命を支えながら、肝に脂が乗り始める秋口に津軽海峡まで到着します。そこに住むマグロのおなかを満たすことになるのですから、大間のマグロがいかにおいしくなるか想像に難くありません。

イカを食べすぎたから、私の腹もマグロのようになったのではないでしょうが、今日もうまい酒の肴を求めて近くの居酒屋へ向かうことにいたします。

広報部次長 岩淵正知

土地家屋調査士

発行者

会長 竹内 八十二

発行所

日本土地家屋調査士会連合会[®]

毎月1回15日発行

定価 1部 100円

1年分 1,200円

送料(1年分) 1,008円

(土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収)

印刷所

十一房印刷工業株式会社

〒101-0061 東京都千代田区三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館

電話：03-3292-0050 FAX：03-3292-0059

URL：http://www.chosashi.or.jp E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

知っておきたい!

電子証明書

ICカードの

アレやコレ



すべての会員の方

利用申込時は、次の点にご注意ください。

- ・「住民票の写し」は、交付された証明書そのものをお送りください。コピーは不可です。
 - ・利用申込書の実印欄には、**印鑑登録証明書の印影と同一の印鑑**で押印してください。
 - ・電子証明書の発行料金等(10,000円+振込手数料)の振込がされたことを示す振込明細書等のコピーをお送りください。(インターネットバンキングの場合は、確認画面等を印刷したもので差し支えありません。)
- ※詳しい内容につきましては、同封の利用申込方法等の書類をご覧ください。

電子証明書(ICカード)の発送は、毎月2回行われます。

日調連特定認証局では、利用申込者に対する電子証明書(ICカード)の発送を毎月2回(15日及び25日の前後)行っています。

電子証明書(ICカード)の受取りは、郵便局の窓口となります。

電子証明書(ICカード)は、本人限定受取郵便(基本型)で送付されます。ご自宅(住民票上の住所)に、到着通知書が届けられますので、郵便局の窓口でお受け取りください。

電子証明書(ICカード)の有効期限を迎えられる方

お申込みは、お早めに。

有効期限が到来する3か月前頃に、日調連特定認証局から、有効期限到来のご案内と電子証明書利用申込書を送付いたします。引き続き利用を希望される場合は、**有効期限到来の1か月半前までに必要書類をそろえて**お送りください。

利用申込書が届いてすぐにお申込みをいただいても、有効期限到来の2週間～1か月前くらいに電子証明書(ICカード)の発行がされます。

日調連ホームページ(日調連認証局(電子証明書))にある、「よくあるご質問、お問合せ」も併せてご覧ください。
電子証明書(ICカード)の発行や失効、オンライン登記申請に関するQ&Aを掲載しています。



ご注意ください!

こんなとき、電子証明書(ICカード)は失効になります!

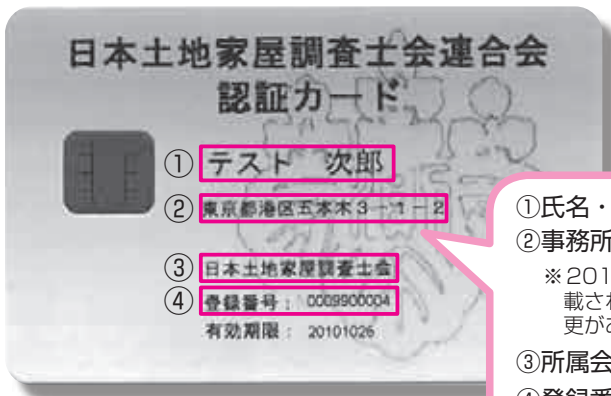


●電子証明書の記載事項に変更が生じた場合

日調連特定認証局では土地家屋調査士名簿の**所属会、登録番号、氏名・職名・日本名、事務所所在地**が変更されたことを確認した時点で、電子証明書の失効手続を行います。登録事項変更の手続を行う際に、日調連特定認証局にもご一報いただけますと、新しい電子証明書の発行を円滑に行うため、あらかじめ「電子証明書利用申込書」をお送りできる場合もございますので、ご連絡をお願いいたします。

※事務所所在地の変更ににつきましては、**2010年(平成22年)3月31日までに発行された電子証明書が失効の対象**となります。対象となる電子証明書の券面には、事務所所在地が記載されています。

※市町村合併や住居表示変更、建物名等変更等、移転を伴わない変更であっても、**土地家屋調査士名簿に記載されている内容に変更が生じれば失効の対象**となります。



電子証明書の券面に記載されている内容に変更が生じた場合が失効の対象です。

- ①氏名・職名・日本名
- ②事務所所在地
※2010/3/31までに発行した電子証明書に記載されています。記載がなければ、登録事項変更があっても、そのままご利用になれます。
- ③所属会
- ④登録番号



●こんなことにも注意!

- ①電子証明書を受け取ったら、すぐに受領書を返信してください!
 - ・電子証明書の発送から30日以内に受領書の返信がない場合、失効となります。
- ②PIN (パスワード)の管理にご注意ください!
 - ・日調連特定認証局でPINの確認や再発行はできません。
 - ・PIN封筒の印字は経年変化により薄くなり、読み取れなくなることがあります。
 - ・PINを誤って連続15回以上入力した場合、ロックがかかり利用できなくなります。

★電子証明書を再度発行するには?

連合会ホームページに公開している「電子証明書失効申請書」に必要事項を記入の上、日調連特定認証局あてに郵送してください。失効後、新しい電子証明書を発行するための「電子証明書利用申込書」をお送りします。

※再度発行するには、新規発行と同じ手続が必要です。

※発行手数料として、10,000円(税込)+振込手数料の費用負担をお願いしています。



広報キャラクター
「地識くん」